

第六十五回国 参議院文教委員会會議録第十七号

昭和四十六年五月二十日(木曜日)
午前十一時三十四分開会

委員の異動

五月十九日

辞任

二木 謙吾君

中山 太郎君

山崎 竜男君

千葉千代世君

五月二十日

辞任

楠 正俊君

青木 一男君

柏原 ヤス君

補欠選任

青木 一男君

山本敬三郎君

楠 正俊君

加瀬 完君

補欠選任

山崎 竜男君

林田悠紀夫君

上林繁次郎君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

高橋文五郎君

大松 博文君

船田 謙君

小林 武君

安永 英雄君

田村 賢作君

永野 鎮雄君

星野 重次君

林田悠紀夫君

三木與吉郎君

矢野 登君

山崎 竜男君

山本敬三郎君

加瀬 完君

鈴木 力君

松永 忠二君

國務大臣

文部大臣臨時代理

政府委員

内閣法制局第三部長

人事院総裁

人事院事務総局長

文部政務次官

文部省初等中等教育局長

労働省労働基準局長

事務局側

常任委員会専門員

説明員

文部大臣官房統

計課長

文部省初等中等教育局財務課課長補佐

文部省初等中等教育局中学校教育課長

内田 善利君

萩原幽香子君

小笠原貞子君

秋田 大助君

荒井 勇君

佐藤 達夷君

尾崎 朝夷君

西岡 武夫君

宮地 茂君

岡部 實夫君

渡辺 猛君

岡本 昭君

宮園 三善君

奥田 真文君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件

○国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高橋文五郎君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。

昨十九日、千葉千代世君、二木謙吾君、中山太郎君、山崎竜男君が委員を辞任され、その補欠として加瀬完君、青木一男君、山本敬三郎君、楠正俊君が選任されました。また本日、青木一男君、楠正俊君が委員を辞任され、その補欠として林田悠紀夫君、山崎竜男君が選任されました。

○委員長(高橋文五郎君) 理事の補欠選任についておはかりいたします。

二木謙吾君の委員異動に伴い、理事が一人欠員となっておりますので、この際補欠選任を行ないたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(高橋文五郎君) 御異議ないものと認めます。

それでは理事に船田謙君を指名いたします。

○委員長(高橋文五郎君) 国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(閣法第六三三号)(衆議院送付)を議題といたします。

本法案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松永忠二君 私はまず人事院の総裁にお尋ねをしたいのであります。

今回の法律を制定するについての意見の申し出に際する説明、これにも、教員の職務と勤務の態様の特殊性に即したものとすることが必要である。教員の職務の特殊性というのは、一休人事院総裁はどうかというふうにお考えになっておるか、この点ひとつお話しを願いたい。

○政府委員(佐藤達夷君) 重要性という面から申し上げれば、次代の国民を育て上げられるというようない方がいろいろありますけれども、それはさておきまして、私どもが本件に関連して着目しておる特殊性ということについて申し上げます。

一口に言いますというと、まあ一般の行政に従事している職員と比べた場合に、いかなる点において顕著なる違いを持っておるかということでございます。結局、私どもの説明書にあげました一つになっておりますように、要するにその仕事の実態は自発性、それから創造性ということに期待される面が多い、教育というものはそもそも教員の自発性、創造性に期待されておるところが少なくないということが一つの大きな特徴だと思えます。この間も触れましたけれども、たとえば税務署の役人の場合に、税務署の役人が自発性、創造性を発揮してもらったらいへんなことになる。ところが、先生の場合にはこれとはつきり違っているような面において、行政職との間に一つの違いがあるだろう、そういう点から関連いたしますという、勤務時間の見方というもののについても、そういう面からこれを見るべき筋合いが出てくるのじゃないか。したがって、たとえば授業時間、これははっきり拘束されておる時間でありまして、それ以外の、これもこの間触れましたように、たとえば夏休みの間とかいうにこれを有効に利用するかどうかという点については相当自発性、創造性に待つところがあるのではないかと、もちろんこれは校長その他の管理者の承認というふうな条件は、これは一つの組織体の中におられる以上は当然でありますけれども、それにして普通行政職に比べればたいへんに違うじゃないかということをお察ししていただきますと、結局勤務時間の、あるいは勤務のあり方について、すべてストップウォッチを握ったような形での時間的計測あるいは時間的制約というふうなものがないかというふうな問題がそこにつながるというところで、この私どもの意見

の申し出の根本の考え方はそこにあるというわけ
でございます。したがって従来勤務時間とい
うものは一応はきまっておりますけれども、これ
は普通の行政職の場合の勤務時間とは違ふのだと
いうことがありまして、勤務時間をこえたからど
うのこうのというような問題はこれはきわめて希
薄な問題だ、勤務時間の内外を通じてその勤務を
再評価し、これを再評価した場合に今日のままで
はこれはいけない、したがって四〇——実質四〇
というような今回の優遇措置をやはり講じてしか
るべきではないかというようなことにずっとつな
がっております。

○松永忠二君 少し人事院総裁、お聞きをしたことを御答弁願いたいと思います。私は勤務の態様の特殊性という問題はあらためてお聞きをするわけでありますが、教員の職務の特殊性、こういうことであります。ことに職務の特殊性、こういうことについて人事院総裁はどういうふうにお考えになっているか、これを私はお聞きをしたいのです。これひとつお考えになっていることを、勤務の態様の問題はあるかとお聞きしますが、教員の職務の特殊性というのとはあなたはどういうふうにお考えになっておられるか、これをお聞きをしたいわけです。

○政府委員(佐藤達夫君) 最初それを実はよけて、ちょっと触れて置いただけに過ぎた点でございます。要するに、きわめて重要な職責をお持ちになつておるといふ角度からのここに評価があるだろう、その評価としては、これも私どもたびたびいふような機会に申し上げても、要するにそのお仕事といふものは次の国、社会をしようべき国民、有能な優秀なる国民を育て上げる。憲法的に言へば、これは次代の主権者です。次代の主権者を育て上げるお仕事に携わつておられる。その意味で、これほど重要なお仕事はないというような評価のしかたもあるわけでございます。そういう面からのお尋ねであれば、まずそういうふうにお答えしたいと思います。

○松永忠二君　そうすると、いまお話をお聞きいたしますと、教職員というのは次代の社会をにな

う人物をつくり上げる非常な重要な職責を持っているというお話ですね。そういう面が非常に特殊性があると、そういうことですね。それはそういう程度にお考えになっておるならば、それでけっこう。何かつけ足すものはございませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) 先生のほうがちょっとヒントを与えていただきますと、それはそのとおりでございますというふうに申し上げられますけれども、何かそういうヒントはいただけませんでしょうか。

○松永忠二君 私はそういうことを言っているの
じゃなくて、教員の職務の特殊性ということを強
調されているわけですから、人事院総裁としては
ここに言う国家公務員の、つまり教職員の勧告す
る権利を持っておられるわけです。そういう面
で、一体教員の職務の特殊性とは何ぞやというこ
とは十分にお考えになって深い思索を持っておら
れるのではないかと。そういう意味からお聞きをし
たのであって、次代になう人物を養成する重要
な責任を持ったものだというだけの御認識なの
か、もう少しやはりこういうふうな点も特殊性が
あるというふうにお考えになっているのか、これ
をお聞きしたいのであります。いまのような程度
のことであれば、常識的にただ、だれもがその程
度のことは私は認識を持っていると思うんです。
しかし、教員の職務の特殊性ということを入事院
が言い、人事院総裁が説明するとするならば、も
う少しやはり別な——別というのもあれですが、
まあいろんな理論をお持ちだと思いましたが、
まず人事院総裁にその点をお聞きをしたのであり
ます。別にそれが専門のお仕事じゃないわけであ
りますけれども、しかしそれを理解をしておらな
ければ、これまたそれに応じたことができないと
思いましたのでその点をお聞きをしたのでありま
す。なおまとめて、要約して、その程度ではま
とに不十分だというなら、つけ加えていただくも
のがあればお聞かせをいただきたい、こういうこ
とを申し上げたのであります。なお整理して、そ
ういうものがあるならお聞かせをいただきたい。

これは非常に重要なことで、人事院総裁がどういう教員の職務の特殊性についての認識を持っておられるかということは、われわれも聞きたいことであり、国民もそういう点を聞かしていただきたい、こういう気持ちを持っておると思いますので、ひとつなお御説明があればまとめてお聞かせをいただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 結局着意めた、せんに詰めたしかも次元の高い角度からの特殊性は、私は先ほど述べたところが一番眼目になるであらうかと思ひますし、ただいまその点は必ずしも一般の常識であるということとは間違ひではないという太鼓判をたたいたわけでございますけれども、これは間違ひではないかと思ひますけれども、しかりし、今回の意見の申し出に関連した角度からこれを、今回の場合に、やはり私どもとしてここで説明を見なす場合に、やはり私どもとしてここで説明、明書などであげておりますのは、勤務の態様の特殊性というもののつながったお仕事の特殊性という意味でこれを見ておりますから、そこで先ほど申しましたような教育ということは、教員の方々の自発性、創造性に待つところが非常に多いというふうなことで、そういうような面を先ほど触れたのであります。本件のこの案に密着する限りにおいては、そういう説明のしかたであり、またそれは私どもの基本の考え方になっているということとを申し上げられると思うわけです。

○松永忠二君　そこで文部大臣にお聞かせをいただきたいのですが、文部大臣がこの教員の職務の特殊性というものは、どういうふうにお考えになっておりますか。勤務の態様というのではなしに、一、二教員の職務の特殊性というのは、どういうふうに大臣としてお考えになっているのか、この点をお聞かせいただきたい。

○国務大臣(秋田大助君) 諸先生のような、その道の大家で、幅広い御経験があり、また深刻ないろいろな思索を経られたであろう方々を前にして、せっかくのお尋ねでございますので、お答えをいたします。自信はございません。どうぞ御指導をお願いしたいと思います。

私はこんなふうに考えたかどうかと思っております。それはお子さん方の人格をつくりあげていくことをお助けする任務を持った方である。したがって、人格を形成することをお助けするためには、その先生方自身が一人人間とは何だろう、個人とは何だろう、基本的人權の尊厳とは一体何であらうかということに関する深い思索、これを備へた専門専門で要求されます知識のほかに、深い、万物あるいは人生に対する経験、思索をやはり要するものである。その思索を経て、そうし

て、これを人に教へ移していくには、やはりそこに専門的なやはり技術的なものがある。そういうものを身につけた方々が教師のあるべき姿である。したがって、一般の仕事とは非常に違った種類のお仕事で、そこに自発性が出てくる、そこに創造性が要求されてくる、こういうお仕事である、それが一般のその他のお仕事とは違うものがある。牧師さんとか、神職、そういう方とも、やはり人にそれを教えるということとはよく似ておりますけれども、そこにお子さんにそれを移し助成をしていくところにある。専門的な知識、教育に対する専門的な知識も要求されてくる。したがって、そういう面から申しまして、いわゆる神職と言われるような、神聖な職と言われる牧師さんとか、思想家、そういう方とも違うものがある。したがって、特殊な職種である。こんなふうに私は考えてみたわけでございます。

○松永忠二君　それでは文部省になおお聞きをいたしますが、教員の職務の特殊性というものを法律なり、あるいは文書で表現されたものはどういうものがあるでしょうか。ある程度公的な性質のもので、教員の特殊性というものについて表現をしたものは、どういふものがありましょうか、それをひとつ御説明をいただきたい。

○政府委員(宮地茂君) 教育公務員特例法がその一つであろうかと思いますが……。

○松永忠二君 それはどういうふうに表示しておりますか。

○政府委員(宮地茂君) 直接教員の職務とはどのような表現でございせんが、特例法の第一条に、「この法律は、教育を通じて国民全体に奉仕する教育公務員の職務とその責任の特殊性に基づき、」云々といったようなことがございまして、さらにそういったようなことから身分というものがある公務員と違って特別な扱いをしなればいけないとか、さらに「職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない」とか、そういう条文が特例法の随所に見られます。

○松永忠二君 いや、それは一般のものであるのでわれわれも承知をしているわけです。もう少しそうした問題について明確にされているようなものはありせんか。

○政府委員(宮地茂君) 法律の規定として、特に教員の職務とはかくかくであるというようなのはございせん。ないと思ひます。

○松永忠二君 私がお聞きしたのは、法律だけでなく公に発表されているもので、比較的責任のあるもので教員の職務の特殊性に言及したような書類、書面というものはあるのかというのと、どんなものがあるのかという……。

○政府委員(宮地茂君) これは直接文部省というよりも……。

○松永忠二君 文部省でなくてけっこうです。

○政府委員(宮地茂君) 中央教育審議会等で御答申をいただきましたりしたようなものを文部省が引用してものを言ったりしたことはございしますが、ごく最近では中教審の中間報告に相当詳細な職務の特殊性が報告されております。

○松永忠二君 内容をもう少し明確にしてください。ただこうなっているというのじゃなしに、いま文部大臣と人事院の總裁が、一応教員の職務の特殊性ということを言ったわけですから、たとえば文部省が指導するに当たって、教員の職務の特殊性とはこうだということを、やはり常に認識をしながらおそれく指導もされているであらうし、そういう点については完全なものをお持ちではないか

と思うんですが、またそういう点についての施策も十分持っておられるんじゃないか、そういう意味で単に法律にこうある程度とかどうかでなしに、もう少し多岐のものがあられせんか。ないならいいやむを得ないけれども、それはもう少しやはり口で言うのではなくて、明確にしたものがないんでしょか。またあなたが言われたものであるとすれば、それはどういふことなのか、内容について。

○政府委員(宮地茂君) 文部省といたしまして、教員の職務はかくかくであるということをいって文部省の公的解釈といったようなことでまとめ公表したものはございせん。ただ、おりに触れ、教員のその仕事が必要であるといったようなことで通達を流したりしたようなものはございせんが、まとめたものはございせん。中教審はもちろん文部省とは違いますが、中教審の答申等をもとに、私もいろいろこういふようなことをを、ものを申し上げるという、中教審が中間報告をなさいました箇所を申し上げますと、こういった箇所がございまして、「本来、教育の仕事は、人間の心身の発達に関するきわめて複雑高度な問題を扱うものである、哲学的な理念と科学的な方法の総合という本質的なむずかしさをもちつものであつて、その困難さに対応できるほどに教育に関する研究を進め、その専門的水準の向上をはからなければならぬ。」

さらに、若くして教職についた者が、その在職中つねにみずから研修に努め、より高度の専門性を身に付けて、その地位に自信と誇りをもって活動するために、その研修、待遇などについて根本的な改善をはかる必要がある。」といったような箇所が比較的教員の職務の特殊性というものをまとめた報告しておられるところと思ひます。

○松永忠二君 そういうものがまだありませんか。私はもしこういう話が出たときに、すぐ頭の中に浮かばないものがあるとするならば、やはりそういうものについての認識が少し浅いのじゃないかという感じがいたしますが、どうでしょう

か、ちょっとお考えになって。

○政府委員(宮地茂君) たびたび申し上げておりますように、教員の職務とはかくかくであるといったようなものを文部省の名においてまとめ公表したものは私おそれくないと思ひます。しかし、先ほど来申し上げるように、断片的に教育の仕事の重要性といったようなことで、通達等で言っておるのがしいて言へば公式的なものと思ひます。

その他中教審の中間報告なり、あるいはILOでの勧告で、教員は専門職であるというふうにお書きになっておられるところがありますが、そういったようなことを引用して、教員はこういう職務を持つものであるといったようなことを言ったりしておることはございせん。

○松永忠二君 私は別に法律なり文部省だけに限っているわけではないので、まあそういうお話が出れば当然ILO、ユネスコの教員の地位の勧告などに明確になっている教員の職務の特殊性というものについてまあお話があると思つたわけなんです。そういうもの、それはまだ聞きませんけれども、あなた御自身はどういうふうにお考えになつておるのかという点もあるわけですから、いわゆるILOとユネスコの勧告のものにはどういふふうなことを表現されておるのか。

○政府委員(宮地茂君) これは先生も御存じのこととございせんが、お尋ねでございせんのでその箇所をお読みいたします。

「教員の地位に関する勧告のⅢ、「指導原則」の6ですが、「教職は、専門職と認められるものとす。教職は、きびしい不中断の研究により得られ、かつ、維持される専門的な知識及び技能を教員に要求する公共の役務の一形態であり、また、教員が受け持つ生徒の教育及び福祉について各個の及び共同の責任感を要求するものである。」さらにⅣの「教員の権利及び義務」の70の「教員の義務」で、「すべての教員は、その専門職としての地位が相当程度教員自身に依存していることを認識して、そのすべての職務においてできる限り

高度の水準に達するよう努めるものとする。」といったような箇所が該当するんじゃないかと思ひます。

○松永忠二君 そういうところよりも、むしろ前文に相当明確になっているんじゃないですか。「不中断の道徳的及び文化的進歩並びに経済的及び社会的発展に貢献する上に欠くことのできないものとして、あらゆる才能及び知性を完全に利用するために一層広範な一般教育、技術教育及び職業教育が必要であることを認め、教育の発展における教員の本質的役割並びに人類及び近代社会の発展に対する教員の貢献の重要性を認識し、」まあそれからあなたがおっしゃったようなもの、「教職は、専門職と認められるものとする。」云々というのがありますね。まあこういう点についてやはり教育職員の職務の特殊性というものはどうだということを文部省的な考え方、明確にしておいては、あなたはもういふふうにお考えになっておられますか。きょう私が質問するに当たって、この程度のことしか教育職員の職務の特殊性というものは言えないということになりますと、少しやばり不完全ではなからうかという気持ちも率直にしているのではありませんか、あなた御自身そういう点についてはどうもお思いになりませんか。特に今度の法律などでも、その特殊性に際したというふうなことを言っているのですから、勤務の態様のことばかり力を入れないで、もう少しそういう点について、やはり教員の職務とは何だ、そういうことになればだんだんまたいろいろ職務命令という問題も発展してくると思うのですけれども、まず教員の職務とはこうだということを、私どもはこういうものによつてあらわしておきます、こういうふうな見解を持っております、こういう表現をしております、こういうふうなことをお聞かせいだきたいという気持ちを持っておったわけですが、やはりこういうものについては相当はつきり文書的に明確にしておく必要があるんじゃないかとお考えになりませんか。そんなことはもう別にそ

れほどのことはないのだとお考えなのではないか。その点を見解をお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府委員(宮地茂君) 法律的には、教育公務員特例法をつくり出す場合に、一般の国家公務員と比べて特に教員の職務なり、責任なりといったようなものが違ふということで、国家公務員法の特例が教育公務員法としてできたわけでございます。それから、その際に、先ほどお読みしましたものを、もう少し職務とはこういうものだということに書いておくのも一つであつたであらう。松永先生の御質問にもすぐお答えできるわけですから、あつてまずいと思ひませんが、今日までそういった意味におきまして公権的な定義といったようなものをあまりはつきりいたしておりません。しかしまあそういうものがなくとも、従来から進んでおるわけですが、しかししつこくしたほうがよりベターであるという考え方も一つであると思ひます。ただ私ども抽象的な定義づけもさることながら、やはり具体的な問題に処してゐる考へていくほうがよいのじゃないかというやうな考へもございしますが、いづれにしても、こういう場所では、はつきり公的なものはこうでございましてお答えもいたしかねますので、十分検討をさせていただきますと思つております。

○加瀬完君 関連。ただいまのお話の限りでは、文部省には教員の職務はかくかくであるというものは全然ないということですね。それがなくて、勤務態様が正しいか、正しくないか、そういう判断をどこでつけますか。これはゆゆしい問題ですから、委員長において、文部省としての一体教員の職務というものはかくかくであるという正式な見解を求められて、それから質疑をするというふうにお運びをいただきます。一つのものさしがないくて、伸び縮みする自由自在なものさしでものをはかるということは不可能なことですよ。それでこんな法案を出すなどということははなはだけしからぬ話だ。委員長にひとつ取り扱いを一任いたします。

○政府委員(宮地茂君) 松永先生の御質問から、法律にはつきり書いたものがあるからおっしゃいますので、教育公務員特例法等の条文もお読みいたしました。しかしながら先ほど来大臣が答えられ、人事院総裁もおっしゃいましたような意味が、法律でなくとも職務の特殊性とは何かとお尋ねになつて、答えられませんが申し上げておるのではなくて、職務の特殊性とはこういうことと心得ておりますというところは先ほど来申し上げておりますので、ただそれが法律に書いてあるか、文部省の公解釈として文書に書かれてあるか、その点でございます。その点を申し上げます。

○加瀬完君 松永委員の質問は、職務とは何かというのを聞いてゐる。職務とはかくかくであるという文部省の見解は一向に述べられない。中教審はこう言つてゐるとか、ユネスコにはこう書いてあるとか言つてゐるだけでしょう。それは文部省の意見ということにはならぬでしょう。法律に書いてあるか書いてないかということをお聞きしておるのではありません。あなたの説明で、特例法にはこう書いてある、何にはこう書いてある。あなたのほうの説明に法律の条文が利用されただけだ。職務とは何かと、こう聞いておるのに対して、文部省としては職務とはこう考へてゐますという明確なお答えはないじゃないですか。あればそこではつきりおっしゃってください。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。文部省として教職の職務とは何かという問題については、ただいま秋田大臣からその考へをお述べいただいたわけでございますが、文部省としての正式の考へ方は、大臣がお話になつたとおりでございます。また、先生御承知のとおり、教育基本法第一条教育の目的、この目的を果すために教職員の方々が勤務をされるというところに他の一般の公務員の方々と違ふおのずから異なるところの使命があるというふうな文部省としては考へてゐるわけでございます。教育基本法の教育の目的というところにその根源を持つてゐる

と考へてゐるわけでございます。

○鈴木力君 関連。いまの答弁で私がひとつ聞いておきたいのは、この前の委員会でも私が聞いたときに、職務命令というの法的根拠も条例の根拠もなくとも出せるをはつきりしたわけですね。局長も答へられたわけだ。そうして職務とは何かというものを文書で出せと私が言つたはず、ここにある文書に出てゐる。その限りにおいては、これは別の問題であつて聞こうと思つておつたけれども、それはまあそれで手続的にですね。ところが、いま松永委員が聞いてみると、職務というものは法的にも何もきめたものがないと答えておる。前に私に對しては、法的根拠も条例の根拠もなければ職務命令は職員に對して出せない。そこで職務は何かというときに、私には文書に職務とは出てくる。教諭の行なう職務はというのが出てゐる。しかし松永委員の質問にはそれがなくと答えておる。その日暮しの答弁をされるこの審議はできませんから、一貫した答弁をしていただきたい、こう思ふのですが、どつちがほんとうか聞きたい。

○政府委員(宮地茂君) だんだんと話がずれておるやうに感ずるのですが、職務とは何ぞやということではなく、職務の特殊性とは何か、次に法律に書いてあるかというお話ですから、先ほど、その前に、総裁なり文部大臣に、職務の特殊性とは何か、お二人ともお答えをいただきました。次に、それでは法律が何かに公的なものとしてあるかとお尋ねでございましたから、たとえば教育公務員特例法第一条もお読みいたしました。でございますので、先ほど大臣なり総裁がお答えになられたやうな、多少まとまつたやうな形で法律には書かれておりませんということを申し上げましたので、職務命令はその法律に書いてなければ職務がわからないからということではないと思ひます。でございますので、もう一回復習します

が、教育公務員特例法なり、その前の国家公務員法もそうですが、要するに教育を通じて国民全体に奉仕するのが教育公務員でございます。ですから、教育を通じて国民全体に奉仕すること、それが教育公務員の職務であらうと思ひます。では、それをもう少し具体的にどういうことか、特殊性とは何かということであれば、先ほど大臣なり総裁がお答えになられたやうな、ふんしてやういふものだ。しからばふんしてやういふものがまづめて文章にあるかとおっしゃいますから、それはございませぬということをお申し上げしておる次第でございます。その点は御了解いただきたいと思ひます。

○松永忠二君 私はいま職務の特殊性というから、明確にした職務があるかないか、明確にしたものがあるかないかという問題に移つてきて話が出たと思うのです。だから職務そのものも明確にしておく必要もあるが、特に教員の職務の特殊性といふことを言つておる以上、この法案の前提になる一体まとまつたものがあるのかということをおっしゃいます。ただ大臣がそういうことを言つてゐるわけですが、教育基本法というのはただ教育の目的と書いてあるだけなんです。その教育の目的、実践していく教職員の特殊性といふもの、この法律に言う特殊性といふのはこういうものなんだということを明確にしなければ、ただこういうことです、というやうな程度のことではできないんです。そういうものを明確にして、それから話を進めていくやうじゃないかと

言つておるのです。特殊性といふものは、いま話が出たやうな中教審の中間報告の話をしてみたり、ただ教育基本法だとかをもち出した、あるいは大臣がそう言われたとか、あるいは教育を通じて国民全体に奉仕する、これが職務だと言つていたりするけれども、この法律を提案する一体教員の職務の特殊性とは何だかということを明確にしたものがないのか。文部省にこういうものがある、これはこういうものを前提にして法律を提案してゐるんです、こうですとすることが明確になつていなければだめなと思ふんです。ただ大臣がそういうことをおっしゃつたということ

はない、ほかにこう書いてある、だからこの法案の提案の前提になっている教員の職務の特殊性とはこれこれでございますと、そういうことを言えるような明確なものを出してほしいということをお話であります。ただ大臣が言われたとお話では、お話をまた別の言い方をされたいわけではな

わけでございます。また先ほど秋田大臣からお答えをいただきましたのは、坂田大臣が来られたらまた別だということがございましたけれども、そういうことは全くございません。

い。同じような精神があると思えますけれども、しかし明確にしておく必要があるんじゃないですか。いま政務次官は教育基本法という話ですが、それは教育の目的でしよう。その教育の目的を實踐していく教員の特殊性、その上に立って、また同時に実態にある教員の職務の特殊性というものがまたそこにある。態様の特殊性という

要求してはいるんですから。教員の職務の特殊性というものを明確にして、この法律の提案の前提となるそういうものについて文書表現をしたものを

ものについて比較的確に出してあるわけなんです。これは、人事院もそういう点については比較的、態様についてはよく言っておるわけ

とが正しいなら、あなたのおっしゃったことが正しいなら、それを文書表現してみたい。責任ある

す。法律の提案者であるあなた方が、教員の職務の特殊性といったらこれですと、この法律根拠に

加瀬さんからも出ている。私からも、それを出さぬか、そのことについてひとつおは

出してみたい。か。

か。

か。

か。

か。

か。

か。

か。

か。

か。

か。

か。

特殊性になるのなら、それに応じた条件というものは一体どういうものがなければい

与えなければいけません。それからまた、同時に、これは、外部の者からいえば、それにふさわしい給与であるいは勤務の条件というものを整備しな

勤務手当制度というのはこれはなじまないと思わざるを得ない。したがって、われわれの結論は、今回御提案しましたような結論になります。これは、調整額という給与上の優遇措置という点にもつながりますし、片や、勤務時間の管理の面においても、昨日問題になりましたように、たとえば、勤務の種類によっては、必ずしも学校の校内でやりにならなくてもいいお仕事があるだろう、それを必ずしも校内にくぎづけになる必要もないだろう、夏休みのような場合に毎日出勤せよというふうな拘束を与えるということも、いまの本質からいってどうであろうか。そういうような面が片面にあります。それはこの説明書にあげたとおりであります。今回の法案に出ておきます九点は、それらを考慮して、勤務時間の内外を問わず、先生方の勤務というものを再評価をして、そうして、これはいままでどおりではない、本俸そのままで引き上げる、四％引き上げるといふ形で、これはほかにはね返りますから、ほかのはね返りを含めると実質は六％の増額になる。そのほか、退職手当にも響いてくる。退職手当で平均二十五万円ふえる。あるいは年金もふえる。だから、本俸の増額そのものと同じような優遇措置をこの際とする。これは、勤務時間の内外を通じての再評価によって、その程度の優遇はなされなければいかぬだろう。それが、この推移のあらましでございます。

○松永忠二君 総裁ね、御質問をしたことについて御答弁いただきたい。盛んにあとのほうを強調されるようですが、勤務の態様の特殊性という点に比べれば、そういうところまでいくということにはならぬと思うのです。それはひとつ……。

そこで、文部省のほうは、これにつけ加えるものがないだろうか。これと全く同じようなこと……、その点。

○国務大臣(秋田大助君) 大体同じかと存じますが、一応私の考えを申し述べてみたいと思ひます。

先ほども申し上げましたとおり、お子さんに教える——まあ教える意味はいろいろございすけれども、したがって、そのことから勤務の態様に特別な状態があり、一般公務員、その他一般の職業に従事されておる方とは違う面が出てくる。すなわち、子供に教えるという非常に高度な精神生活の中心でございます。そこで、子供に教えるためには、研修をしなければならぬ。その他、補助的ないろいろの、しかもそれは精神活動を非常に伴ったいろいろの時間が必要であります。そこでいわゆる学校という職場の時間と、それ以外の時間というものの、やはりそれは職場と同じ意義を持った時間が相当許されなければならない。それは、外見は、相当多量な自由な時間という形を持っています。そういう時間が許される。これは一般の職員とは違った特質であろう。しかし、完全にすれば精神的な活動だけで事務的な活動はこれに付随しないか、要らないか。やはりそれにはある程度の事務的なものが付随をする。しかしながら、教えることに関係する精神活動、これが中心で、いろいろのたぐい申し上げたような特質が出てくる、こういうものかと心得ております。

○松永忠二君 そこで、前回出していただくことをお約束したと同時に、やはりいま大臣が申されたように、やはりさつき申したあれですね、総裁の言っていることは外から命令されて自分が納得しないでやるという行動、そういうようなものではなくて、自発的、創造的なものだ、そういうような面が強調されて、発展して時間計画になじまないとか、超過勤務になじまないとかとお話があった。それと同時に、夏休みのような長期の学校休業期間がある、それと同時に勤務が職場の外にあるんだ、こういうことを言われたと思うんです。そこへ加えて大臣のほうからは、特にそのための研修、それから自由、そういうようなものが勤務の態様の中には相当強調されなければいけないんだ、という言われておるわけですが、そこで人事院のほうのものは一応ここにあるわけなんです。勤務の態様というもののについての考え

方というものはよくわかるんです。これを見れば、大体こんなことを考えているかということ。そこで、これはやはり勤務の態様の特殊性について、あわせてこの法案の提案になった根拠として明確なものをやっぱり出していただきたい。これひとつ御答弁願いたい。

○政府委員(宮地茂君) 私どもは今回の法案は、人事院の意見を尊重いたしまして、それに基づきまして提案いたしておりますので、先ほど来人事院総裁、さらにふえんして文部大臣からお答えになられました趣旨でございますが、いまの御要求でございますので、先ほどの勤務の特殊性とあわせて、私どもが考えます勤務態様の特殊性につきまして、ちよつと時間をいただきましたと思いますが、後刻書いたもので提出させていただきます。

○松永忠二君 そこで、これから少し質問をしたのは、教職員の勤務の態様をどうやって把握しているだろうか。特殊性というものはわかったけれども、勤務の態様の特殊性という以上、教職員の勤務の態様というものが明確に把握をしてない、できない筋合いだと思ふんです。また、私は人事院といえども国家公務員である教職員のこの職務の実態、勤務の実態というものが明確でなければ提案されてくる理由はないわけですから、この点について順次問題をひとつ聞いていきたいと思ふんです。まず、いま教員の勤務というものは一週四十八時間という労働基準法による時間制度を持つていられるわけです。その中で、一体休憩というやうなものが明確にされているし、これについて、たとえば私の県あたりでも、相当こまかいものをつくっているわけなんです。一体教員の休憩というものは事実上はどういうふうにとられていられるだろうか。実際に実情はどんなになっているのか、そういう点をひとつ文部省のほうから教員の休憩というものはこういうふうに行なわれているし、実情はこうなんだと、こういう問題について、文部省のほうからまず実態をひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(宮地茂君) 学校では生徒を中心としたし、たいわゆる時間割りが定められておりますが、各学校とも始業時は若干の相違がありまして、朝から十二時前後に一応の授業が終わり、一時間ばかり子供を中心でございますが、子供に對してまた午後は一時からとか、そういう時間割りが組まれておりますので、一日の中の長い休憩は昼の間に四十五分ないし一時間ぐらいの休憩がなされていると思ひます。ただ、午前中、午後、十五分程度の休憩といったやうなもの、それは詳細な資料としては取っておりません。

○松永忠二君 資料として取っていない。教職員の勤務の実態の上に立つて、一体この法案はこの処理が適切であるかどうかという問題を問題にしなければいけないわけですね。休憩というものは、法律的にも根拠を持つておるものでありましょう。私の県には休憩についてこういうふうなことがきめられております。「学校職員に休憩時間を一せいに与えることが困難である事情はあつても、現行法規の下では、これを分割し、交替制を採用することによって、学校職員の健康管理上から、休憩時間を与えるように配慮しなければならぬものである。」「休憩時間を分割して与える場合にあっては、すくなくとも、昼食時間等に二十分ないし二十五分程度一せいに又は交替して与え、他は放課後において与える等のことが考えられるものである。」「一せいの休憩除外許可申請書は別記様式による。」と書いてある。これは休憩というものは、いまのとにかく勤務時間制度の中では、教員にどうしても与えなければいけないものであり、それが一体どう与えられていて、現実にそれがどう実行されているかという調査がないなどということは、私は許しません。その実態を明確にしてください。

○政府委員(宮地茂君) 私が詳細にと申ししたのは、何時にとつた非常にこまかい、午前、午後に何分、昼に何分といったやうな詳細ではとられていない。ただ四十一年度に私どもが調査いたしました場合を基礎に申し上げますと、一

週間で休憩は、小学校で、一週間のトータルでございまして二時間五十三分、中学校で三時間四十分、全日制高校で四時間三十七分、定時制で四時間十三分が一週間のトータルでございまして。したがって、これを六で割りますと、ほぼ小学校で一日五十分、中学校、全日制はそれよりも多い数字になります。

○松永忠二君 四十一年に調べたそういうただ一括的な数字を述べれば、それで、各学校の実態は明確になっていくと把握をされているのでしようか。いわゆる四十一年の教員の勤務種類の時間表というもので、一人当たりの週平均四十一時間というこれで休憩はもう与えられているんだと、それで法律的にも何ら間違いなく実行されているという把握をいまでも持っておられるんでしょうか。その点をひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(宮地茂君) それは、私も国といましては、A小学校ではどうか、B小学校ではどうかということまで何千万の学校について、個々の実態までは把握し切れません。したがって、全体的な傾向としてはいま申しましたようなことで、小学校では一週間に、勤務時間内に約三時間ということ、全体的な傾向としては、法律に、労基法等に定められる休憩時間は確保されておるといふことを、全体的に把握しておるわけでございます。したがって、いま先生がお尋ねの、個々のA小学校はどうか、B小学校はどうかという点につきましては、若干の相違はあるかと思いますが、そこまでは把握いたしておりません。

○松永忠二君 私は何もA校、B校を問題にしてるんじゃないんですよ。いま学校の中で、一体休憩というものはこの統計のように与えられているであろうかという実態をどう把握をされているかということをお聞いているんですよ。

○政府委員(宮地茂君) 私どもが調査いたしましたのは、これは教員の方々に自主的に書き添えした。したがって、自主的に書き添えした上で提出されたものを集計いたしております。

ので、これは教育委員会が勝手に書いたんじゃない、この先生の先生方に自分のことを書き添えしたもので、この休憩時間は保たれておると、この表のとおりであると信じて間違いないというふうに考えております。

○松永忠二君 それならば、四十一年からいよいよ教科課程も変更になり、そういうふうないろいろ問題が次々起こっている事実があるでしょう。いま教員の現場の中で休憩を十分にとれないということがあるという、そういう声があるなどは全然知らぬですか。やはりこの四十一年の統計があるから、もうこれでいいじゃないか、だからもうそれはいいんだというふうな、休憩に対する、いわゆる教職員の勤務実態だというふうな把握をされているのか。何も一校、一校調べなさいと言っているのじゃない。そういう全体的な教員の声なり、そういうものを聞いて、あるいはある学校について実はこういうことを調べたことがある。あるが、大体これはあつたつていって、前からいろいろお話をあつたつていって、そういうあたにかみ、そういう努力というものが欠けるのではないかというふうな点が指摘されたけれども、いまのあなたの御答弁の中からは、そういう気持ち私は感じることができないんですよ。われわれ何も文部省をいじめるために質問しているんじゃないんですよ。文部省の皆さんもそのくらいな実態には触れておられるのではないかと。だいたい、いわゆる学習指導要領も変わり、教育課程も変わり、いわゆる授業時数も多くなつてきているので、その実態も少し変わつてきているのではないだろうか。あるいはそういう声もあちこちから聞けるので、実はある声に基づいてやつてみてもらった、ところが大体これで間違いないように考えられる、だからそれを根拠にして、たとえば今度の法律なども提案をしてきたと、こういう話なら、まだ私にもわかりますよ。しかし、これはみんな個人に書かせたんですよ、何も私たちががつてつくつたんじゃないやしませんよ、こういうふう

になつていんですよという、一体言い方で、それでいいんじゃないか。

○政府委員(宮地茂君) どうも説明不十分でございまして、先生が休憩はどうなつておるかとおっしゃいますので、こうなつておりますと申し上げたんで、これでもう十分でございましてというふうなことは御説明いたしてもおりません。

○松永忠二君 理想のことを言っているのではありません。実態のことを言っている。これだけとられていくかどうか、もっと休憩多くなればいいということを言っているのではない。法律で定められている、基準法で定められている休憩時間と、これは正しくとられているんでしょうか、ということをお聞いているんです。何も休憩をたくさんにしないとか休みなさい、そういうことを言っているのではない。間違いのないようにして下さい。

○政府委員(宮地茂君) でございますので、私どもが調査いたしました全体的な平均はこういう数字でございまして、これを申し上げましたが、私どもとしては、もちろんいろんな学校の先生方から事情等もお聞きします。したがって、学校の先生方はたいへん忙しいのだ、昼めしを食う時間もないんだといったような声は聞きます。したがって、いま一応調べました数字はこういうことでございまして、これを申し上げましたが、ただ個々の学校では休憩がとれないほど忙しい先生方もおられますし、さらにお尋ねにはないわけでございますが、これで労基法という休憩時間は合っているから、もうこれでいいんだという気持ちを持っておられるわけでもありません。教師の方々が非常にお忙しいということをお頭に置きまして、従来から教員の定数もふやしていかなくさいいけないとか、あるいは事務職員、養護教員もふやさないければ、先生方がたいへんだとかいうような行政措置をしてまいりますもの、こういう調査をしたらもうそれで法律どおりだからいいという気持ちには決して持っておりません。

○松永忠二君 そういう気持ちがあるならばそういう御答弁を最初のときにやつていただきた

し、もしあなたの言うことが真実であるなら、それじゃどこかの教育委員会で調べたものを、こういうふうな調べてもらいましたということはないんですか。あなたのいうごぼん食べる時間もないと、こういうことも聞いている。それじゃ四十一年に調べたものだから、今度この法律を提案する際にはたしてこれが正しくとられているか調べてみようという気持ちは、そういう実行が伴ってれば、そのことばも私信用いたしますよ。まあそのことについては別にここでお答えはいたしません。たとえば休憩といつたって、こういうふうな休憩のとり方が妥当でしょうか、一体、昼食時間等に二十分ないし三十五分程度、一斉にまたは交替して与えるというふうなやり方、つまり昼の休みに職員室にすわつていて、子供が先生と書いて入つてくれば、いま休憩時間だから外へ出なさいと言えぬでしょう。交替に休憩をとるといったってどういふふうな一体とるのでしょうか。私はこういうふうな休憩のとり方自体もいまの教育を向上させるという点においては少し欠けているものがある、実態に即さないんじゃないかという感じも持っているわけでございますが、現実こういうことが出ているわけですよ、調査をしたいろいろなものを持っている。たとえば休憩時間について四百五十人の人の回答を求めたところ、外出も自由に完全に子供や仕事から解放されて非拘束、自由の利用の形になっておるものが二%、それから休憩室で子供や仕事から解放されて自由な時間をとっておるものが二%、解放されないが教室や職員室でくつろぐものが三%、それで教室や職員室で採点などの仕事をしているものが三%、教室、運動場で子供と遊ぶが七%、自分に特別に与えられている休憩時間だという実感はとも持てないというものが五三%、全体があれでしょう、形式上休憩時間は書かれても、日常学校運営の中で授業、職員会議、教科、学年部会、関係なく運営をされているが四〇あるわけですよ。事実私たちが教員をやった当時、昼の休みというのは子供と一緒に外へ出て遊んで、その中で子供

と一緒に親しみもし、それが教育に役立つということがいいという指導をされてきて遊んでもきた。それが教育を高める一つのことになっている面もあると思うのです。それを何か二十分や二部で交代にやるということをやっているけれども、またそういうことを言っているけれども、なかなか教育の現場ではそういう実態のとおりに行なわれていないであろうということについてはやはり配慮がなきゃいけないと思うのです。あなたのほうで休憩調べたのはこれだけですね。もうこれ以外には全然休憩がどういうふうな一体とられているかという実態を調べたものは一つもないという回答ができるわけですね。それをひとつお答えいただきたい。

○政府委員(宮地茂君) 全国的な調査をいたしました四十一年のこの調査以外にはございません。

○松永忠二君 大臣、ひとつお聞かせください。そういうことは非常にいいことでしょうか。望ましいことでしょうか。私はささいなことではないと思うのです。こういうことが至るところにあるから、結局いわゆる現場の不満も出てくるわけなんです。私はいまからいろいろなことを聞いてみますよ、実態を調べているかどうか。少なくとも教員の勤務の態様の特殊性に応じてどうしようというなら、最も近い時期に正しい教員の勤務の実態が明らかにされて、そういう中で法律が提案をされてこなければなりません。まあそういう点についてどういうふうな努力をしてみたいということが、四十一年以来文部省は何も持っていないと言います。文部省はいろんなことを地方の教育委員会に通過を出したり書類を出させているじゃないですか。事務職員が足りないという実態を真剣に考えるなら、そういうこと自体も少し調べないでいいですか。私はやはりこういう点についてはなお努力をすべきであつたというふうに考えるのですが、これはやはり私たちの偏見でしょうか。それとも現実の職場というものは教育の一番重要な場所である、そう考えている場合には、私はこういうことについての努力をもう

少しやってもならなければいけない。こういう点についての大臣の率直なお話聞いてのひとつ御見解を聞かしていただきたいと思ひます。

○国務大臣(秋田大助君) 勤務状態に関する実態というものはできるだけ現実に即して、できるだけ、許されるだけ頻度多く調査したほうが望ましいことは申すまでもございせん。この点につきましては努力をせなければならぬ点を感じますが、文部省をいたしましては、四十一年に相当努力をして調査をいたしました経験に即しましていろいろ考慮をいたしてまいっておるところでございます。しかし御承知のとおりその点につきましては今後十分さらに実態についての検討を常に怠らないように心がけるべきものと存じます。

○松永忠二君 ではもう少し話を進めて、休憩といふものが法律で明確に与えられることになっておるわけですが、この休憩といふのがどのようにとられているのか、こういうふうな人がどのくらいの休憩をとっておるかという、こういうものの調査の数をひとつお聞かせをいただきたい。

○政府委員(宮地茂君) これも一人当たり週平均に延べた集計、いま手元に私持っておりますのはそれでございせんが、小学校では一週間当たり一人が三時間十六分、中学校で三時間二十九分、全日制高校で三時間十二分、定時制三時間半というところになっております。もちろんこれは週当たり一人というところでございせんので、平均でございせんが、各人が平均して一週間にいまの三時間半の休憩をとっておるというのは実態には即しませんが、集計しますとそういう形になっております。

○松永忠二君 いわゆる年次有給休暇は幾人くらいの人が一ヶ月、何日とり、どのくらいの人何日とったという、そういうものを資料をひとつ出してください。出すじゃありませんよ。そういうものを知っているのでしょうか。そういうものを、後にいるのですから、あるなら出してください。何日何人くらいの人何%くらいの人が出てくるか。

○政府委員(宮地茂君) 国家公務員につきましては人事院のほうで御調査があるようでございせんので、その点は人事院からお答えいただくようにさせていただきますと思ひますが、よろしゅうございせんか。(教職員の大多数は地方公務員じゃないか)と呼ぶ者あり

○松永忠二君 国家公務員を先に聞いてみます。

○政府委員(尾崎朝美君) 国家公務員の一般的な全体の休暇のつとめた日数の調査につきましては別にご覧いただけますけれども、いまちょっと手元にはございせんが、教員関係につきまして昨年度の休業期間中に有給休暇をとった方につきましては調査したのでございせんけれども、たとえば小学校におきましては、全然とらないという人から最高は十日間とったという人がございまして、平均一・一日でございせん。中学校の場合には、最低ゼロから最高六日までで平均一・五日間ということでございます。高等学校の場合には同様に最低ゼロから最高六日、平均一・三日ということになっております。

○松永忠二君 地方公務員の実態をひとつお聞かせいただきたい。

○政府委員(宮地茂君) この集計、先ほど私が申しましたそれをもとにした分析はあるようでございせんが、いまのお尋ねの有給休暇がどういふ調査はできておりません。

○松永忠二君 休憩、そのほかに休息というのもあるわけですがね、休息というのがあるけれども、これはもう教員のいわゆる勤務の実態の中では非常に重要なものでしょう。一体いまお話に聞けば、国家公務員の教員の場合には、休業中に休憩をとった者の割合の話があつたのですが、一応調べられたものがあるようですが、いまたいへん忙しくて年次有給休暇もとれない、そういうような点について教員からそういう訴えというのか、そういう気持ちを持っておられるという人が相当あるということについては初中局長はそういうものは

聞いたことはありませんか。

○政府委員(宮地茂君) 私のところへも、かねてからの友だちである教員をしておる人とか、あるいは校長さん方、お出でになられて、いま松永先生がおっしゃるようなことを、全部がそうであるということではなくて、おっしゃられる先生はもうございせん。

○松永忠二君 そういう人は非常にやはり数も多くて、その理由はこういうところにあるんだということについてはどう御理解をなさつていますか。

○政府委員(宮地茂君) これはまあ学校の教師だけでなく一般に公務員をいたしまして、有給休暇というのは、まあ最近の若い方々は二十日と言えは二十日だんだんきちんとつていくような傾向のようでございせんが、一般の公務員にしましては、私も勤務の文部省にしましては大体係長、課長補佐以上は二十日の有給休暇を使つておるというのとはほとんどないと思ひます。私それはいまは申すわけじゃございせん。やはり聞きますとアメリカとかそういう諸国では堂々と休暇は当然とるべきときにはとるようですが、日本ではどういふものでございせんか、いいこととは思ひませんが何となく有給休暇でもとりたくいというのが、これは公務員全体の古い層の大体傾向じゃなからうかと思ひます。したがって学校に先生方もやはりそういう何となく有給休暇は、まあ考え方にありますとこれは権利でもございまいけれども、どうも周囲を見渡しながら遠慮しがちというふうなことで、これは個々の人間によつて違ふと思ひますので、校長先生とか、まあ一般の先生もそうでしょうが、一日も有給休暇をおとりにならないという先生も相当ありであらうと思ひます。まあ私、教師だけが、特にそういったようなものを、調査もしてございせんので申し上げられませんが、さればといって役人は追い回されているが、教師は有給休暇を堂々とつておるといったような気持ちでももちろんございせん。全般的に何となく有給休暇というのとは公

務員全体としていま申しましたような傾向にある。さらに非常に職務に熱心な方、それに教員の人数も十分でございませんので、学校の先生方もお忙しい方は有給休暇を一日もおとりにならない方がある。まことに公務員全体を含めまして私ははげしい毒なことだというふうに感じております。

○松永忠二君　私はあなたからそういう常識的なお話を聞くということはお願ひしておるわけじゃないんですよ。現実にはこういうふうな勤務の態様というふうなものの上に立っている法律をつくっていったほうが教育上いいのではないかという、そういう問題でやっているわけでありまして、したがって、そういうことをおっしゃるならそういう資料がありますのでこういう判断ができますというならいいけれども、ただ常識的にこうですということでは、これはほんとの意味の私はあれになっていないんじゃないですか。皆さんはもしそういう資料がなければ、極端なことを言うなら日教組あたりの資料を取り寄せてもいいじゃないですか。そういうことに一番関心を持ってやられていくところもあるわけだから。たとえばよくいろいろな校長から意見を聞きましてとか、いろんなことをおっしゃる。それなら小・中学校長からその実態を出してもらつてとか、よく調べておるところがあるならそこで資料をもらつてとか、なぜもう少しそういう数字的なものを明確にしていくこともできないのでしょうか。各学校なんかでもみんなこういうものをつくっているんですよ。もっと研修できる余裕のある職場をつくりたい、どこに問題があるのかといって、一休年次有給休暇のとられる状況はどんなふうだろうか、ここに私持っていますのがこれは非常に数は少ないですけども、三十六名の調査をやつて年休をとつた日数が五日の者十八人、五〇％だ、六日から十日とつた者が二七・八％、十一日から十五日とつたのが一四％、十六日から二十日の人が八・二％という事実がある。これは若い者は非常にどうかというお話もありますけれども、これだつてわれわれは慎しまなければいけないことは、やはり実

態に即て言わなきゃできぬと思うのです。何か若い人たちはどんどんとちまうという、こういう認識も私たちは改めなければならぬ。年休をとった回数は一平均一〇・七五というようなことが出ておりますけれども、そういうような資料を持って言うなら別ですよ。それからまたここに私はなぜ年休がとりにくいかという、授業の計画がおくれるというのが三三・二%、同僚に迷惑がかかるからというのが一六%、それからあとの処理がたいへんだからというのが一二・四%、管理職への気がねその他、必要がなかったというのも二六・二%あるわけなんです。これは千二百五十六人の集計であります。これで大体九日から十日とったものが三百人、三日から五日とったものが百人という数字が出ています。少し教員の声に耳を傾ければ、この前からお話もありましたが、あと私も聞きますけれども、事務職員も少なくて小・中学校というのは非常に事務が多くて仕事も多くて、このごろ休憩も休息も休めもなかつたという状態だということを聞きになると思ふのですよ。だからこういう資料がきつたとなつて、ただ四十一年に調べたものがあるというだけでは不十分だと私は思うのですよ。これも結局ないというお話である。実際には実態というものは、幾日くらいとったのが何人、幾日くらいとったのが何人。それじゃ人事院のほうに聞かしてください。年次休暇をとった者のそういう資料についてちょっとお答えしていただきたい、国家公務員の教職員について。

○政府委員（尾崎朝夷君） 年次有給休暇につきま

して、先ほどお答え申し上げましたのは年次有給休暇の話でございますけれども、別の調査としましてかつて私のほうの局でない別の局で調べたのがございますが、それによりますと全公務員として大体十日くらいとっているようでございますけれども、教員の場合には小学校が約四日間、中学校で約二日間といったようなことで少なくなっておるというようなデータがございます。

○松永忠二君 一応資料を持っておられるので非常に教員としては平均の休暇はなかなかとれないという実態が、公務員のほうにそういうふうな資料はあるのですか。たとえば文部省のほうでそれじゃ休暇が三・一六だというけれども、これは国家公務員、地方公務員と比較して、どう比較しているんです。うかとか聞かれたらちうと困るじゃないですか。やはり教員の実態という場合には、いま言ったように一般の国家公務員は十日だ、けれども、先生の場合には小・中学校は四日くらいだ、これならよくわかるじゃないですか。三・一六が休暇、二・五三が休憩、それで資料はあります。それじゃ実態はこれはあまりはつきりわかりません。—それじゃお聞きいたしますよ。補欠授業というのはどうなっているか。あきよの時間、自分の授業時間以外のあきの時間に当たっている、補欠授業に一体どのくらい先生は出ているか。つまり学校には出張やいろいろなものがあるので、どうしても自分の授業時間でないときにも補欠に出なければならぬ。その補欠の一体授業時間というのとはどんなふうな状態で教職員はやっているであろうかというこの実数をひとつお聞かせください。

○政府委員（宮地茂君） 数字でございしますので、説明員から答弁することをお許しただきたいと思ひます。中学校課長がお答えいたします。

○説明員（奥田真文君） 昭和四十年五月二十三日から四十年六月十二日の間にわたっての全日本中学校長会の調査結果によりますと、補欠授業の全平均といたしましては、一週平均は四十二分というところになっております。

文部省の調査におきましては、授業指導時間の中に含まれております。

○松永忠二君 それも、中学校長会、それは四十二分って、私のほうにありますのは、教員が毎週一時間以上超勤に出る。これはもうこのくらい……したがって、実質的には担当授業時間が一時間ふえていることになる。大体こういう調査のほうはできているんじゃないですか。出張、年

休、特休などで教員が一日にどのくらい欠けるか、こういう調査はありますか。やかましく言うんじゃないですか、これは。欠ける人が多いから、そっちのほうの調査はありますか。お聞かせください。

○説明員(奥田真丈君) 欠けるという意味でございますが、調査によりますと、出張、外出、公務のためにどれだけの時間を費しておるかという調査はございます。週当たり八十三分になっております。

○松永忠二君 週当たり何分というんじゃないのもわかりませんが、こういう調査なども各地ではやっているわけですね。出張、年休、特休などで教員の欠ける実態はどうなっているのか。出張の延べ日数、年休の延べ日数、特休の延べ日数、そして同時時間の欠勤に伴う補欠授業はどのくらい、したがって、毎日三・五の教員がまる一日でなくても不在になっているという資料もあるわけですよ。とにかくそっちのほうは別として、教員が授業時間を担当して、授業時間の話はまだあとで出ますけれども、一体勤務の、事実上授業を担任している時間は平均このくらいだけでも、大休学校に出張とか、そういうものがあるので、教員が大体この程度は事実上授業の負担が重くなっている。こういう実態は、結局はききりしてないということですね。さっきの中学校長会の資料持ち出して——私は何でもいから資料持っていたほうがいいと話したんですから、これは中学校長会の資料持ってきてもらったんですけど、資料持ってきているかというふうなことについては検討されたでしょうか。どういう認識を持っておられるのでしょうか。四十一年に文部省が調査をした小・中・高の超過勤務の時間というものがあるがまあ一応出ているわけですね。しかし、現実にはたとえばこのごろの小・中・高等学校の一体超過勤務とい

うのは、その数字よりも実情はどうなっているか、あるいは、こういう認識について何か持っておられるか。資料があるでしょうか。そのまゝのものなんですか、それをひとつ。

○政府委員(宮地茂君) 先ほどから申し上げておりますように、四十一年の調査以後いたしておりません。したがって、科学的に四十一年と四十五年の比較ということでは申し上げられませんが、全国的な傾向として四十一年と大差ないものと考へております。

○松永忠二君 まあそれはいま言うとおり、大体そうだろうと考へておられるようだけれども、何か念を入れて調べたことはないでしょうか。超過勤務というものの実態。そうすると、今度のいろいろの問題についても四十一年そのものずばりで、いわゆる根拠にしてやっていると、そのうちか。それとも、よくこういう声も聞かないでしょうか。実際に文部省で調べた小・中・高の超過勤務が、月に直せば小学校十時間、中学校十五時間、高等学校十四時間だけれども、現場はそうじゃないよ、もっと超過勤務をやっているのだというふうな声も実際はありますね。こういう面についてはそれは少し間違ひなんですね。やはりこれが正しいのだと、大体いまでもそうなんだというふうな認識をお持ちでしょうか。これについては四十一年にやってみる必要はない。実態はそこを元にして考へていこうと、こういう考へ方でいいか。この点をひとつお聞かせください。

○政府委員(宮地茂君) 四十一年にいたしましてその後いたしていませんが、四十一年から四、五年経過いたしております。できますればこういう調査は、これは調査をしまして、延べ十万人でございます。これを書いていただく先生も普通のお仕事で忙しいところをまた書いていただくというふうな仕事を付加することもないへんでございますが、それにしまして五年に一度ぐらいはこういうものはすべきであらうと思ひます。しかし、先ほど来おことわりいたしておりますように、

に、四十一年以後調査いたしてありません。ただ、そういうことで、先ほど申し上げましたが、いろいろの事も聞きますし、またこの四十一年に調査をいたしましたことにつきましては、中学校長会でもおやりになられた資料もあるようでございます。若干の食い違いはあるようですが、私どもとしては四十一年の調査ではまああまり間違ひはないであらうというふうに考へておるわけでございます。

○松永忠二君 それじゃ人事院のほうにお聞きいたしますが、国家公務員のほうの教員の一人当たりのいわゆる平均の超過勤務の時間、それからこの資料を私ちよつといただいたんですが、これはどういうことなんですか。全教員一人当たりは月間平均三・五時間超過勤務をやっている、うち教員(職員)というのは、これは大学の職員を除いた教員が〇・八時間だ、こういうのですか。これはいつ調査をされた結果でしょうか。それからまたこれはどういうことでしょうか。大学の先生のほうには超えておるのか、超えていないのか、これはどういふ調査をした結果でしょうか。小・中学校のほうのあれも私いたしておるんですが、まず小・中学校、高等学校、大学の先生のこれはいつ調査をされた、そうして実態に即しているであらうかどうかという点についてはどういふふうにお考へになつておるのでしょうか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 先生方の勤務時間、特に超過勤務時間というものの算定はきわめて困難だと思ひます。やはり仕事の内容が自覚性、創造性ということがウエイトが大ききうございまして、その時間をどういふふうにかかむか。これは先日の御審議の中にも、教育は統計にはなかなかのらないということのお話もございましたけれども、まさにそのとおりだと思ひます。私どもとしては、まず文部省の御調査がございしますが、これは教員の各人に対して記入をさせていただくというタイプで調査されたものであると承知しております。たとえば小学校の場合には、

公立が週一時間二十分に対しまして、国立の場合には二時間五十八分という形で表に出ております。つまり国立のほうが多分出ておるといふ形になつております。で、私どものほうとしては、そういう関係で国立の先生方につきましてインテンシブをいたしまして、調査をいろいろしておるわけでございますけれども、したがって、たとえば公立学校に比べて勤務の忙しさはどうですかというふうに聞きますと、七六％が忙しい、一七％は特に忙しくないというふうな形の答えがございします。なぜ忙しいかと申しますと、強制実習がある、いろいろな研究会活動があるという形のものを答えておりました、したがって、たとえば時間統計というものが私どもとしては非常に困難だ、たとえば家庭訪問をいたしました場合に、どこからどこまでが超過勤務時間であり、どこからどこまでが私用になるかという関係の把握というものはきわめて困難だと思ひます。で、私どもとしては、したがっていまのような実態をい

わば踏まえて、学校内における通常の時間外業務としてはどういうものがあるかというふうなことで、たとえばそういうものを調査した結果として、研究会等の準備及び出席、あるいは入試業務、採点、それから授業の準備、教職員会議及びクラブ活動という形の、そういう面におきまして、通常時間外一五時から先に時間が延びることがあるということをお聞かせいたします。したがってそれぞれの調査、それぞれの結果、内容、時間として、先ほど先生方がそれぞれこの程度というのを自分で申告された例は文部省の調査のようなことでございすけれども、いわばそれが命令といひますか、いわばどういふ形で行なわれておるかという形のパターンというものはなかなかつかみにくい。したがって私どもとしては、いま申しました通常の時間外勤務の内容、特に長時間の勤務時間外勤務としてはどういふことがあるか。非常災害、事故等で時間外勤務がどういふ例があるかといふようなことで、そういう事例から超過勤務時間というのはこの程度であ

るといふ、そういう推測をするような形で、教員の時間外勤務というものをとらえているわけでございます。

○松永忠二君 まあ私は、それについてはもう少し意見もありますが、われわれの常識で考える実態と違つてゐる点が相当あるように思ふんですが、その点は後にいたしまして、大臣にひとつ、私はいま最初にこのことを聞いてみたいと思つたんですが、四十一年に調査してから現在まで、超過勤務というのはこの実態は正しいであらうかどうかというのを、提案にあたって再度調査をしてみる、小分でも調査をしてみよう、あるいはそういう資料を集めてみるということは、まあ文部省としてはやられておらなかったというところは、それはいい。それからまた、いま休憩について、休憩ははつきりした資料を持っていない。それから休憩がどのようになつておるかという点について、具体的な数字を取つたかという点も資料はない。補欠授業がどうなつておるか、実際にそれでは持ち時間以外にどのくらいあきるときに授業をやっているかという、こういう実態についてもやはり明確な資料はないという点も、その点を大臣ひとつよく聞いていただきたいと思つて、私は質問をしようと思つた。そこでもう少し話を進めますが、研修の時間の実態の調査がどうなつておるのかという問題。まず最初に、一週一週間に担当する時間の調査ができておるのかどうか、小・中・高等学校の先生方の実務担当という一週間の授業時間が、小・中・高等学校どのくらいあるのか、国立の学校ではどのくらいあるのか。実際にそういう授業時間が教員一人について小学校はどのくらいあるのか、この点をお聞かせください。

○政府委員(宮地茂君) 四十一年の調査で申し上げますと、教科、道徳、特活等の指導、さらに学校行事の指導、クラブ指導その他の課外指導、こういうふうなことで、直接にいわゆる教科課目の

授業ということだけでなく、生徒に直接指導し

ておるその時間数をとっておりますが、道徳、教科、特活等の指導が一週間で十二時間五十九分、行事等が四時間五十二分、補習、クラブ指導等が四十一分、その他の課外指導が二十四分、こういうことになっております。それから研修では命令研修、承認研修、自主研修、こういうふうになります。いま申しております数字は職務時間内でございまして、小学校で命令研修が二時間五十二分、承認研修が四時間十六分、命令でも承認でもない自主研修が一時間一分、こういう結果になっております。これは小学校でございまして。

○松永忠二君 これで文部大臣わかりました。よくね。一体小・中学校の先生は一週間に何時間授業を持っていますか、こういうふうな話ですが、平均して十五時間幾らかという話ですが、そうじゃなくて、一体よく言うでしょう、小学校、中学校の先生は一週間に何時間授業持っているのか、その授業時間が非常に多い、もっと授業時間を少なくしてほしい、そのために大臣が大臣省に交渉したってこれは予算はつかないでしよう。だからそういうようなものがあるのかと、これは一番教員の関心を持っていることなんです。授業時数をもっと減らしてもらいたい、いま一体小学校、中学校、高等学校と持っている授業時間というのはどういふふうになっておりますか。

○委員長(高橋文五郎君) 後刻答えていただきます。

○委員長(高橋文五郎君) 委員の異動について報告いたします。

本日、柏原ヤス君が委員を辞任され、その補欠として上林繁次郎君が選任されました。

○委員長(高橋文五郎君) 質疑はこの程度にとどめ、午後三時まで休憩いたします。

午後二時一分休憩

午後三時十五分開会

○委員長(高橋文五郎君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(閣法第六三三号)(衆議院送付)を議題といたします。本法案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○政府委員(宮地茂君) 午前中の松永先生の御質問にお答え申し上げます。

先ほど来申し上げておりました四十一年度の調査によりますと、小学校で教科、道徳、特活、学校行事等の一週担当当りの授業時数は二十時間四十五分でございます。しかしながら学校では四十五分と五分を十分で割って、学校の実態に合う一授業時間というふうに変算しますと、二十時間四十五分は二十五時間という計算になります。したがって、一人の教師が一週間二十五時間授業を担当しておることになります。これを一週六日に割りますと、四時間と五時間の日という計算になります。

それから中学校では、同じように実態調査の結果は十七時間四十七分でございますが、これを一時間五十分に変算しますと、二十一・三時間というふうになります。

高等学校では同じように十二時間五分でございますが、授業時数に直しますと、約十五時間というふうになり、中学、高等学校と上級学校になるに従って教師一人当たりのいわゆる授業担当時数は減っております。ところで、私もがこういうものを基礎にいたしまして教員定数を算定いたしました場合の基礎としては、四十一年度のこの実態でこれだけの授業を教師は担当しておることという実態で定数を計算するわけでございます。したがっていま

して、教員定数法の関係では、小学校で十八学級の場合に例をとりますと、授業総時数は、これは教育課程の学習指導要望の関係からいまして五百九十九時間でございます。教員定数は二十一人でございます。そこで一人平均算定上の授業担当時数は二十四時間余ということになります。これは全国の四十四年度でございまして、教員定数法で積算いたしておりますものと実態調査とはその関係でほぼ合っております。なお文部省におきましては三年ないし四年に一度指定統計で教員調査というのを統計課のほうでいたしております。したがって、いま四十年度にやりました教員調査とそれから四十四年度の指定統計、この詳細な報告書が近々できるはずでございますので、四十四年度の四十一年度に実態調査しましたものと四十年の指定統計の教員調査はほぼ同じような時間数が出ております。

○松永忠二君 いま言ったようなすべての数字を、中学、高校についても聞きたい。小学校については十八時間二十一という話がありました。が、中学、高等学校は。

○政府委員(宮地茂君) 標準学級で申しますと、先ほど小学校十八学級の例を申し上げましたが、同じく中学校で十八学級の例を申し上げますと、授業総時数六百七十二時間、定数法上の教員定数は二十八人、したがって、一人平均二十一・何時間になります。約二十二時間高等学校全日制同じく十八学級で例をとりますと六百七十二時間の授業総時数、教員定数は三十九人、したがって、一人当たり平均担当授業時数は十五・七時間、約十六時間ということになっております。

○松永忠二君 高等学校は。

○政府委員(宮地茂君) いま申しましたが……。

○松永忠二君 もう一回言ってください。それと、中学校十八学級二十八人で、六百七十二で、幾らですか、数字は。

○政府委員(宮地茂君) 中学校二十八人で、六百七十二時間の総授業時数でございますので、一人平均

均二十一・九という数字になります。切り上げて二十二時間と先ほど申し上げました。それから高等学校を申しますと、十八学級で授業総時数六百七十二時間、中学校と同じです。教員総数は三十九人。したがって、一人平均授業担当時数は十五・七時間、切り上げて約十六時間ということでございます。で、先ほど四十一年の実態調査でやりました計算で、一時間を五十分ということと計算し直しますと、小学校が二十五時間、定数法上は二十四・七時間となっております。それから、切り上げて同じように合います。それから、中学校は実態調査で二十一・三時間、定数法上は二十一・九時間、これもほぼ合います。それから、実態調査の高等学校は、一人当たり十五時間、定数法上は十五・七時間、一時間弱違いますが、ほぼ見合っております。これは四十年度に教員調査を指定統計でいたしましたときの実態も、ほぼ四十一年度にやりました先ほど来御説明しております教員の勤務態様についての調査とその前年度の四十年度にやりました指定統計の教員調査、ほぼ時間数は同じような数字になっております。

○松永忠二君 その二十一、二十八、三十九というのは校長入っているのですか。

○政府委員(宮地茂君) 十八学級ですと、別に校長一人というふうには計算できませんので、校長ははずしております。

○松永忠二君 そういうふうなことになるっていいのじゃないですか。校長入れて十八学級二十一、それで、中学校もそうじゃないですか。校長、教頭入っているのじゃないですか。教頭はもちろん入っているでしょうが。

○政府委員(宮地茂君) 定数法上十八学級のところでございまして、小学校で十八学級で二十二人でございまして、先ほど校長を引いて二十一人というふうに申し上げました。

○松永忠二君 それは、教頭と、養護教諭はどうなっていますか、数は。

○政府委員(宮地茂君) 養護教諭はもちろん別でございまして、定数法上は養護教諭は違った積算で計算しておりますので、いま申します二十二人とというのは一人の校長を含みまして、ですから校長をはずしますとあとは教科課目担当教師でございまして、養護教諭は別計算でございまして。

○松永忠二君 そうすると、再度確認しますが、二十一、二十八、三十九というのは校長は入っていないで、教頭は入っている。教頭はもろんですが、校長は抜かした数ですね。そうすると、教頭の担当時間は何時間くらい大体平均担当しているのですか。——その調査している間に人事院のほうにお聞きします。人事院の国立の小・中・高等学校の平均持ち時間、授業の担当時間は、小・中・高というふうになっておりますか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 昨年度におきまして国立学校の先生方が受け持っておられます授業時間数としましては、小学校の場合には最低十八時間、最高二十六時間、平均二十四・二時間ということになっております。中学校の場合には最低十七時間、最高二十二時間、平均十九・九時間、高等学校の場合には最低九時間から最高十八時間まででございまして、平均十五・二時間ということになっております。

○政府委員(宮地茂君) 定数法上の数字でございまして、恐縮でございますが宮地説明員の説明でお許しをいただきたいと思っております。

○説明員(宮地茂君) 四十一年の調査……。

○松永忠二君 聞いていますことだけ答えてください。教頭の持ち時間は何時間ですか。

○説明員(宮地茂君) 四十一年の調査によりまして、小学校では教頭の授業が六十分単位で計算したものが六時間五十五分、これを授業時間単位に直しますと八・三時間でございます。中学校は同様な一時間六十分調査が八時間五十四分、これを授業時間に直しますと十・七時間。高等学校全日制が同様の六十分授業で六時間二十二分、これが授業時間では七・六時間でございます。

○松永忠二君 私は、秋田さんが、坂田さんでなしに変わられて出たことについて、非常に残念に思うことがあるのです。西岡政務次官もおられる。同じそれでは先生の担当時間はどうですかと聞いたときに、人事院のほうからは、国立の小学校の持ち時間は十八時間から二十六時間で、平均二十四・二時間です。中学校は十七から最高が二十二で十九・九です。高校が九時間から最高十八時間で平均十五・二時間ですと、こういうふうな答えでいるわけですね。これでなければならぬわけですね。そうでしょう。ところがいま説明したように、文部省のほうはそういう言い方をしているわけですね。そうでしょう。そういう何かい

わゆる教育課程がどうで、どうこうという話です。いま教員の現場で問題になっているのは、こういう平均どうこうということじゃないのでしょうか。平均というか、割ったところが小学校二十四時間、二十四時間担当している先生というのはいまどこにまぐれです。それは平均して割って出してきたところからそうなる。教頭が八時間、そういう人の時間も一緒に割り込んで入れてあるんですね。私たちが、いま先生方が、皆さんに言っているし、われわれも言っているのは授業時間の持ち時間が多過ぎるんじゃないか、もっと授業時間を減らしたいということをやっているわけですね。いま国立の小学校では十八時間から二十六時間最高持っている人があつた、こういうふうなものがあるわけですね。こればかりで出されていられれば非常に理解もよくわかるし、一般の人でもまたそれならば理解もでき、これじゃ持ち時間が多いじゃないかということとが言えるわけでしょう。ところが、文部省の数字というのはいま言うような点で指定統計の中を平均で割って、そして時間を出してきているんですよ。実態に即した持ち時間の授業時数を平均するとどうなるというのが要するに人事院の答

え、これが常識的というか、普通の先生の持ち時間、週の担当の時間を調査する場合に最も関心のあることはそれなんですよ。大臣、ひとつ聞いておいてください。こういう文部省のやり方では、

やはり一般の先生方というものは文部省の調査に信頼ができません。いま私の持っているのは、実態の調査を自分からやった調査なんです。その時間で一番やはり小学校で持ち時間の多いのは二十八時間から二十九時間というのが一番多い授業自身の担当、もちろん教頭さんがこのごろ授業時間たくさん持っておられないわけですよ、このごろ仕事が多いから。その時間はみんな一般の先生のところにかぶさってくるわけですね。だから一体小学校の先生方が平均どのくらい持っているのか、この場合だっても決して教頭の人を抜かしていろいろしているわけじゃないで

しょうけれども、こういう実態が出てくるわけですね。いま中学校で調べてみると二十四時間から二十五時間が一番多い、みんなの持っている時間、そのほか二十二時間というのもあります。だから、こういうようなことでは私たちは先生の授業時間を減らそうじゃないか、もっと授業の時間を減らしたいという授業をやってもならぬじゃないか、そういうときに文部省は小学校の先生は二十六、七時間持っています。二十八時間くらい、四十五分授業とか五十分授業とか、いろいろあるけれども、一時間を単位にして授業をするわけですね。教材だつて調べて一時間授業をするわけですね。だから四十五分と五十分の差はあるとしても、大体一週間に小学校の先生は二十七、八時間持っているんですよ。中学校の先生は二十四時間、九時間、高等学校の先生は二十時間か十八、九時間でしようという、こういう国立のいわゆる付属小・中の先生の持っている持ち時間のようですね、人事院のような表現をしてもらえば、なるほどそれじゃ多いとか少ないとか、そういうことがわかるわけですよ。わからない、つまり失礼な話だけれども調査、もっと実態のはっきりわかる調査をなぜ一体やらぬだらうか、なぜこうして人事院の調査と一体文部省の調査のやり方が違うのだから、もう少しやはこの点について、私はこれは譲りませんよ。大体意思統一をしなければ、小学校の先生は大体授業時間何時間持っている人が多いでしょ

うか、中学校は大体何時間持っている人が、大部分の人がそうであるという、そのくらの意思統一が文部省とできない、そんなことで一体、それで勤務の態様とか何とかいう、そんなこと言えませうか。私はいまのような文部省のそういう資料の出し方ではない、実態を見て、人事院がそういう表現ができるのに文部省がそういう表現をしてくださいます。国立の言っているように小学校は十八時間から二十六時間、大体平均して二十四時間ちょっとですと、そういう表現のしかたをこの際ひとつ文部省側からしてください。いま、どこの学校でも持ち時間をできるだけ少なくしたい、校長さんだつて先生だつてみなそうです。そのときに文部省は大体そういうことについて明確なところ、そのものずばりで表現できないところに問題がある。実態の勤務というものをしっかりとつかんでいないということをお私たちが言いたくなる。まず政務次官から答弁してください。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。先ほどから先生のいろいろ御指摘を受けておりまして、文部省が実態を正確に数字として把握していない点について私自身も反省するところがあると思っております。ただいま先生の御指摘の具体的な数字につきましては、文部省として先生の御指摘のとおり、そのような実態がわからないはずはないわけでございます。数字を早急にいま調べておりますので、御質問いただいている間に御答弁申し上げることができると思っております。もうしばらく時間をかしていただきたいと思います。

○松永忠二君 私は何もこだわっているのじゃないですよ。このことについてはみな知っているわけなんですよ。持ち時間は多い、何とか減らしたい、定員をふやしたい、そういうことについて文部省が計算を直したりいろいろしなければならぬという時間が出ないということならそんなものを基礎にしてこんな法律をこしらえてくるなら法律をやめさせなさい。現場の教員の最大の関心

事でしよう。持ち時間を少なくしたい、定員をふやしたい。それを人事院がこういう数字を出せるというのに、なぜ文部省がそういう数字を出せないのか、すぐ出してください。そのくらのことがやれぬようなことで、これからあと質問したって何も答弁できるような何ものもないんですよ。ただこれを一枚言っているのですよ、これでいいんだ、この数字で実態があるんだというの考え方、私自身は先生方のそういう気持ちを代表して私は言っておるつもりだ。こんなことをやってられたんじやかなわぬ。同じ先生を取り扱うじやないけれども、先生の実態というものをできるだけつかんでいこうではないかということを考えて、人事院がそういう数字を出しているじやありませんか。こんなばかんなことを認めて次の質問へは入れませんよ、私は、そんな何も事を荒だてて、そういう問題を議論しようと思っているのじやない。こういうことでは、さつきから出てきたのじやありませんか。休暇についても、休息についても、ただこれを割り出してこれを言っているだけなんです。これすら参考資料として出してこないじやないですか。なぜ一体こういうものの中にそのことを入れてこないのです。私はしばらく文教委員会を抜けていたけれども、ほかの委員会ではみんなそういうことを入れて具備して出してよこしているんですよ。こんな不親切な資料なんというのではありませんよ。こんなことをやっているから善意にやっていることまで誤解を受けるといふ点がある。私は許さない。とにかく大体小・中学校、高等学校の先生は一週間の持ち時間がこのくらいだという意思統一がここでできなければその次にいきませんよ。そんなばかんなことをして、そんなことをやって次に進むわけにはまいりません。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

ただいま具体的な数字を取り寄せておりますので、もうしばらくお待ちをいただきますと思います。その調査がございます。

○鈴木力君 数字を取り寄せるというから、具体的に聞きますよ。いま、初中局長の答弁で、小学校の場合、その調査によって五十分で除するとという説明があったと思うんですよ。ところが、学校教育法施行規則には、「この表の授業時数の一単位時間は、四十五分とする。」と、こう書いてあるんです。文部省は、小学校は四十五分でありなさいと施行規則で定めておいて、それで何時限の授業をしているのかというときには、五十分で除してこの時限でございましておいておるその真意を知りたい。まさか施行規則を知らなかったとは言わないだろうから。それだけつけ加えておきます。

○政府委員(宮地茂君) 別に、四十五分をいって五十分と言う他意はございません。ただ、いまのような御指摘のような点もございまして、もう一回言い直さしていただきます。二十五時限と申しましたのは、四十五分を割りますと二十六時限になります。訂正させていただきます。

○加瀬完君 関連。あなた方、この委員会では当然松永委員が指摘したような質問が出るということとは予想されるでしょう。それすらの用意もないということは一体どうなんですか。先ほど職務の範囲なんかにについていろいろ質問がありましたが、これも不明だ、今度は勤務の実態についてのいろいろ質問があっても、これも不明だ。じゃ、何をあなた方は根拠にして今度の教特法の勤務の状況あるいは時間外勤務をさせるかさせないかという判断をつけたんですか。これは国会軽視ですよ。当然あなたの方で資料として出さなければならぬ問題でしょう。それを、聞かれても答えられない、しばらく待ってください、これから調査をしますからと、そんなばかんな話がありましか。これは政務次官とか大臣の問題じゃない。事務当局が当然やらなければならぬことだ。局長、どうですか。こういう委員会をいままであなた方繰り返しておったんですか。ことさらに出さないんだ、資料を、われわれはことさらに出さないとしか判断できない、こういうていたらくで

は。お答えをひとついただきます。

○政府委員(宮地茂君) 資料として万全のものがお出しできなかったことはおわび申し上げます。しかし、故意に出したくなくて出さないういものではないと思っております。御了承いただきたいと思っております。また、数字等、実は先生方の御質問はこうでもあるうか、あてもあるうかと思つて万全の準備をすればできたであろうと思ひますが、その点、私の不行き届きでございまして、まことに失礼ですが、おわびいたします。ただ、数字のこととございまして、実は国会班のほうから、昨日先生方に御連絡したときに、もう少し数字のことをよくお聞きしておればこうした時間のロスなく進めたと思ひますが、隠しておるわけではございません。いまさっそく取り寄せておりますので、その点しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

○加瀬完君 関連で恐縮ですがね。質問に答えられるとか答えられないということをお私に指摘しているんじやない。当然の質問として提起される問題でありますし、あなた方がこの教特法の立案については前提条件として吟味しなければならぬ問題なんです、そういう資料がなくて教特法が審議されるはずのものでないんだから、審議する前提条件ですから、そういうものが用意されておらないということはおもにも審議に対してまじめさるを欠いているということにならないかということをお私は指摘しているんですよ。質問の問い合わせがあったかなかつたかと、質問の問い合わせがなければ用意しないというふうな問題ではないでしよう、これは、どうですか。大臣、ひとつ答えていただきます。あなたの方の下僚のこのだらしないやり方をどう思いますか。

○松永忠二君 資料が出るまでは大臣にちょっと聞きますが、いま大臣聞いておられて、まあ加瀬さんにまずお答えください。私も大臣に聞きたいんですけれども、いま大臣はそれこそ、特にそういうことを自分はおやりになつておられるわけじゃないけれども、しかし、いま前から御答弁

いただければなかなか教育の問題について関心も深いわけですから、また一般の人々も大体教育のことについてはいろいろ話も聞いているわけだから、また教員の問題については、こういう問題を通じて閣議などでもいろいろ話が出るので、私は全然御理解がないとは思ひません。いま二つの資料の提示のしかたを見て、どっちのほうの実態に即してわかりやすいかという、そういう問題についてもひとつあわせて大臣の見解をお聞かせください。

○国務大臣(秋田大助君) この問題を論ずるにあたりまして、教員の方の勤務時間の現状、これについて正確な数字上の把握、認識の必要なことは申すまでもございせん。それについてのお答えのしかた、答弁の巧拙、これを別にいたしまして、拝聴いたしておりまして、私どもも反省をしなければならぬというところもわかつております。しこうして、人事院との、結論において、私はまことに浅学でございまして申しわけございませんが、大差はないのではないと思ひますが、問題として、説明のしかた——その説明のしかたの中に、この問題の処理の心ばえというものが十分うかがえなければならぬという点につきましても、十分これは法案の審議、立案の過程というふうなものと関連して考えさせられるところがございまして。はなはだ意に満たないところが先生から指摘されておるわけでありまして、ひとつ数字の用意が不十分であったことは認めますが、ただいま取り寄せるでありますし数字に即しまして説明を補足いたしましたして、人事院と文部省との間のほぼ整合性ということにつきましてひとつあらためて御了承を願ひたいと存する次第でございまして。先生方の御発言につきましては、十分これを了承、反省いたす次第でございまして。

○松永忠二君 大臣、少しそれは違うんですよ、同じようなものだといふ言ひ方が。そうじやない。人事院のほうには現実に先生方の授業時間を何時間持っているかという実態の上に立つて最高と最低を言ひ、平均を言っているわけですよ。片方はそうではなくて、先生や教頭や何かも全部含め

で、ただそれを機械的にですね、それも持ち授業でやっているのじゃなくて、一時間、二時間、三時間というふうな、そういう表現のしかたで答えているわけなんです。それをただ機械的に、今度は四十五分とか五十分で割っているだけなんです。ただ数字を割っているだけなんです。片方は現実についている授業を何時間という、全然調査のやり方が違っちゃっているわけなんです。だから、実態をどうつかまえるかということになれば、いま大臣もお聞きでしょう、先生方がもっと授業時間を少なくしてもらいたいとか、勉強のできるように時間をしてもらいたいというのは、先生方が大体小学校で二十八時間、ひどい人は三十時間なんて持っているわけですよ。私もかつて小学校の先生をしてたことがありますけれども、私たちがやっていたのは昭和四年、五年。そういう年代のときでも一週間に大体二十時間か二十一時間くらいやったものなんです。その二十時間、二十一時間というのは現実についている授業のことを言っているのであって、人事院が調査したような把握のしかたをしているわけなんです。それでなければ授業時間が多くなつたとか何とかというのではわからないのです。だから同じものを言っているということじゃないので、つまり同じようなとり方で調査がされているわけじゃないので、全然違ったやり方やり方で調査をされている。ところが、いま職場で最も重大な関心を持ち、何とかひとつ文部省にしても教育委員会にしても努力をしてもらいたいというのは、この持っている授業時間を少なくしたいと。三十三時間と率直に言うとおやりましたことのない方に申し上げてはあれですけども、ぶつ続けに五時間授業やったらば、これは相当なもので、結果的には途中で一息入れなきゃできないんですよ。ところが一、二、三時間あつて途中であいていけばそこで教材の勉強もするわけですよ。かつてはそういうふうと違つてきて、それでどなたにお話を聞いても、校長先生からお話を聞かれても、皆さん全部が言

うことは、もっと授業の持ち時間を減らして欲しい、そのために先生の数もふやしてくれと言うわけですよ。そうであるのかかわらず、文部省自体が、先生は現実は一時間ずつ持っている授業が何時間、一休みの先生は平均持っている授業がうか、この答弁ができなくて、とてもじゃないがそんなことを議論する相手にはならないんですよ。だからそういうことを言っているんだ。政務次官ひとつ、私がいろいろ言いましたけれども、その点答えてください。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

先生御指摘の点は全く私も反省をしなければいけないと思つております。ただ、文部省がそのような基礎的な数字を全く持ち合わせていないということではございませんで、先生にお答えを申し上げるその数字のとり方、そういったものに誠意がなかった点は十分反省をするものでございます。ただいま数字を取り寄せましたので、説明員から御説明申し上げたいと思つております。

○説明員(岡本昭君) それでは昭和四十五年度の資料によりまして公立の小学校、中学校、高等学校の教科担任の時数についてお答えいたします。小学校は、一番多いのが二十六時間でございます。平均は二十二・三時間となっております。一時間担当しているものからずっと時数がござい

ますが、読み上げますとたいへん時間がかかりますが、パーセンテージでよろしゅうございしますか。

○委員長(高橋文五郎君) ちょっと速記とめて。

(速記中止)

○委員長(高橋文五郎君) 速記をつけて。

午後三時五十七分休憩

午後四時六分開会

○委員長(高橋文五郎君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法案(閣法第二十三号)(衆議院送付)を議題といたします。

す。

本法律案に対し質疑のある方は、順次御発言を願います。

○松永忠二君 何です、政府委員から答弁しない。初中局長答弁しなさい。

○政府委員(宮地茂君) 私から御答弁申し上げます。先ほど松永先生の中学校の教員についてまず答えてということでございます。全般的な傾向として実数はございしますが、非常に数字になりますのでパーセンテージで答えてさせていただきます。四時間の教科科目、道徳、特活等の担当ということ、四時間以下の授業を持つておられる先生が全体の五・七％、実数で申しますと一万二千八百九十三名でございます。

それから上、小刻みに申しますと五時間から九時間までが一・九％、それから十時間から十四時間が二・四％、十五時間から十九時間が三・三％、二十時間から二十四時間が九・九％、二十五時間から二十九時間までが二六・三％、三十時間から三十四時間までが二八・八％、三十五から三十九時間が一四・四％、四十時間以上が七・三％、七・三％の実数は二万六千九百十四人、以上のよう傾向でございます。

○松永忠二君 ちょっとわかりませんのでもう少し。そうするとこういうことですか、五時間から九時間持っている者は一・九％、それから十時間から十四時間までは二・四％、十五時間から十九時間間は三・三……。その時間というのはあれですか、授業時間ですか、何ですか。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど申しました教科科目、道徳、特別教育活動といったようなものを、中学でございますので一時限五十分ということ、いま四時間以下と申したのは四時間以下という意味でございます。

○松永忠二君 そうすると、四時限というのは一日に四時間ですか。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど来ずっと一週当たりの時間を申し上げております。

○松永忠二君 人事院のような表現のしかたはできませんか、人事院のは非常によくわかるので。——じゃ十八から二十六、平均二四・二と。——四十時間、四十時間という、それはそれを六で割ればいいんですか。どうすればいいんですか。六で割るといって一週間に四十時間、特別教育活動も入れて、ホームルームなんかも入れているのですか。それじゃいゆる担任時間のあれにならないじゃないですか。ホームルームの時間まで入れないで授業をやる時間は何時間ですか、人事院が言ったような方式で答えられないのですか。何だか特別教育活動だとか——特別教育活動ならこれはホームルームとかそういうことなんでしょう。だからそのときには、そんなのはみんな自分がいくのですよ、担任の先生が。いかぬ人もあればいく人もある。クラスを持ってればホームルームにいくのですよ。そんなもの特別教育活動に入れたって、そういうものも多くなつて非常に負担も多くなつておるけれども、とにかく道徳科目、それもけっこうですよ、授業をやるのですから。現実には授業をやるのは、十八時間一週間に、やるといえどもちゃんとわかるじゃないですか。だから大体一日にすれば何時間だし、土曜日があるからというように、すぐわかるじゃないですか。三時間以上、授業を毎日やるのですよ。あなたのじゃわからぬじゃないですか、これじゃ。授業を何時間やつてゐるのか、そういうものがないなら、そういうことをみんな問題にしているでしょう。何を言つておるのだね。ホームルームにいく時間まで入れてみたり、特別教育活動というのはどうですよ。ホームルームということいえば、みんな担任の先生がいゆくし、担任でないときは自分のところにいるわけです。それまで勘定に入れてもまあそれは持つ時間ということにはいかな。しかし道徳教育の科目だのあるいは各教科を持つ、それは人事院のような表現ができないのか。なぜ頭傾けているのですか。こんなことは現場にいわば常識ですよ、そんなことは。私はぜひ自民党の皆さんにもお聞きを

いただきたいと思うのですよ。常識ですよ、こんなこと。われわれは何もことさらあれをしようと言っているのではないのですよ。みんな学校へいけばそれはもうそうだと思うのですよ。あんなややこしいことを言うものだからついこつちも言わんでもいいことを言うようになって申しわけありませんよ、もつと的確にお答えください。できないなら、それでないならないということであるならばこれもしようがない。とにかくありますと言うから、出してください。

○政府委員(宮地茂君) お尋ねの趣旨と異なるかもしれませんが、先生がおっしゃるのは教科科目だけの時間を言えとおっしゃっておられるのでしようか。私も教科、科目、道徳、特別活動、これは一時間というものでやっておりますので、教科、科目だけ見てもしょうがないので、人事院よりもその点私のほうが学習指導要領に即して教師として担当しなければならぬ時間ということ、それは教科、科目だけでは少な過ぎますので、むしろ道徳とか特別活動とかそういうものを入れて教師が実際に担当しておる実数を出さないと実態の説明にならないと思ひましてそういう集計をいたしておりますが、そうじゃなくてそのうちの教科科目だけ言えとおっしゃるのでございますれば、またそのような資料はございます。

○加瀬完君 議事進行。松永さんの質問は、人事院がお答えになったように、小学校は最低十八時間から二十五時間、平均すれば二十四・二時間だということに、人事院が説明をされたと同じように、担当時間が何時間を担当しているかというところを出してもらいたいという質問なんです。それに答えになります、加えてそれ以上にこういう資料もありますと言ふならいいけれども、質問したことさっぱり答えないではかのこと言っているから堂々めぐりで先に進みませんよ。

○政府委員(宮地茂君) 尾崎局長がお答えになられたのは、私のほうで言っている教科科目、道徳、特別活動というもので調べたと言つておられますので、同じではないかと思ひますが、いま聞きま

すとそのように答えておられるようでござい

○松永忠二君 それじゃそういうふうに、人事院と同じように表現してください。別に幾時間から何%というところはいいですが、同じように比較したいと思うので、最低何時間、いわゆるあなたのおっしゃるのだけのことですよ、特別教育活動も入れてね。それを除いたほうが私は適切だと思うのですが、特別教育活動というのはある程度担任の先生もやらなければいかんことだし、だから小学校最低二時間から一教頭先生なんか少ないのですから、最低二時間から、あるいは五時間から最高何時間、平均幾ら。平均が出ないでしよ、人数が……ちよつと聞いてください。別に困らるためにやっているのではないのですから。たとえばあなたの方で出したので、特別教育活動も入れてというなら四時間から四十時間になるのでしょうか。それで平均的な時間出せるのじゃないですか。だからいまの表現で言え、四時間から四十時間、これも何だか四時間から四十時間で、それで平均……平均というものをかけていって全体を割らなければ出てこないのに、四十時間持っている先生というのはどういう先生で

すかね。

○政府委員(宮地茂君) どうも説明がまずくて恐縮でございますが、平均の時間数を申し上げますと、二十八時間でございます。平均が二十八時間。ただ、先ほど人事院の給与局長が言われましたものよりも公立の中学校は非常に数多くございまして、バラエティーに富んでおりますから、最低四時間以下の人が五・七%、実数一万二千八百九十三人と申しましたが、それより若干多いのが四十時間以上で、それが七・三%で一万六千九百十四人。私もなぜ四十時間以上、勤務時間は四十四時間ですのに、勤務時間べつたり授業をやつておるといふのはちよつとまことに異様に感ずるのですが、事実調査した結果が出ておりますので申し上げておるわけですが、そこで一番多いところは二十五時間から二十九時間までが二六・

三%、三十時間から三十四時間が二八・八%でございます。したがって、先ほど平均は二十八と申しましたが、傾向として五五%に当たる、半数を若干上回る方が、二十五時間から三十四時間までの担当をしていらっしゃるという傾向でございます。

○松永忠二君 高等学校は。

○政府委員(宮地茂君) 高等学校を申し上げます。高等学校は四時間以下が三・九%……。

○松永忠二君 それはいいから、さっきのような表現をしてくれと言つていよう。四時間から最高何時間ですか。最低、最高、平均幾らと。

○政府委員(宮地茂君) 四時間以下が最低で三・九%、四十時間以上が一・九%。一番多いところは二十時間から二十九時間までが三七・九%。二十五時間から二十九時間までが一八・九%。したがって、二十時間から二十九時間までが五六・八%、過半数のものが高等学校では二十時間から二十九時間の間でございまして。平均は二二・一時間です。

○松永忠二君 小学校は。

○政府委員(宮地茂君) 小学校を申し上げます。四時間以下が一・五%でございます。四十時間以上が二五・二%でございます。

○松永忠二君 平均は。

○政府委員(宮地茂君) 平均の時間数が三一・五時間でございます。

○松永忠二君 それだから、ちよつと私大臣に、さっきのはわからぬですよ。要するに、二十四だと、中学校が二十二だ、それから高等学校が十五だ、そう言つたけれども、こうやってこうこまかく言つてみたら、片方、小学校のほうが大体平均が三一・五、それから中学校が二十八、高等学校が三二・二だと、こういうわけですね。これは現実には先生から言えは授業をやつてい

と似たようなものですね。そうすると、私はちよつと四十というのわからぬので、四十という六日にして六時間以上やっていると

すから、そんなにたくさん授業やっていると

も現実にはないのではないかと思うのですね。大

体普通常識的に——常識的というか、一番皆さん

普通にいるのは、小学校は大体二十七・八、

九ぐらいのところが多い。あるいはひどいと

ころになると三十というところがあるけれども、

私の持っている資料に三十というのはいくらも

ん。最低が十八、それから二十一というのがあり

ますけれども、ほとんど二十六、二十七、二十

八、二十九で、二十八が大部分であつて、その次

は二十、その次は二十一というのもこれまたとんで

数字もちよつと三十一というのもこれまたとんで

もない離れた数字だと思つて。中学校は大体

二十四、五時間、二十二時間程度持っているところ

もありません。こつちのほうは二十八ですが、こ

れも少しあれですが、高等学校が二十二時間、ま

あ高等学校は二十時間からおそらく十七、八時間

というのじゃないのですか。こういうのがほとんど

うは的確にすばつと出てこなければいけない、

特別教育活動をとればこうです。純然たる教科は

こうです。それがまた現場では一番問題になつ

ているわけなんです。だから、そういうことを

をこれだけ念を押してやつてこなければ言えない

というのもありに——現場の皆さんが最大の関

心を持つていらないもの、そのものずばりの現実に調査ができていないということでは、さっきから言ふとおり、いわゆる教職員の勤務の実態というものが明確になつていないのじゃないかという感じがいたします。

まあひとつせつかく御努力をして数字を出していただきたしたので、資料をひとついただきました。

○委員長(高橋文五郎君) 資料は全員にお配り願ひたい。

○松永忠二君 それではもう一歩進めますが、一体、一週間の中で、これは少し前に出ましたけれども、教材の研究ができるのは一体どのくらい時間ができるのだろうか。そういう点を、さっきの持ち授業の関連にしても、実態的に大体どのくらいをこの教材研究の時間でもって設けているの

だらうか。これは自主研究とかあるいは命令研究というのがありますけれども、とにかく自分で研究できる時間、こういうものはどのくらいの中にあるのか。また別の一つの表現をすれば、もう一つ聞きたいのは、一時間授業をするのに大体どのくらいな勉強の時間というものが持たれているのか。そういう実態、これもひとつ勉強する時間があるというように、これをよく言われるのだけれども、教材研究の時間というのとは一体どのくらい一週間で持てるか。文部省自身は判断しているのか。それでそれが一教科をやるについては大体平均このくらいな時間は勉強できるのだらうと、こういうふうな勘定されているのか、それをひとつお聞かせください。

○政府委員(宮地茂君) 四十一年の実態調査によりますと、勤務時間内に、いま先生がおっしゃいましたような時間は、平均して八時間四十一分になっております。なお、勤務時間外にそういうことをするという時間が、一時間二十五分ということになっております。したがって、勤務時間内だけで申しますと八時間四十一分でございますので、一日に直しますと、大体教材研究等で一時間半程度というふうなことになるかと思ひます。

○松永忠二君 そうすると、一日に一時間半は、いわゆる教材研究ができる。そうすると、一つの自分の教える授業時間に対してどのくらいなことになるのでしょうか。一教科を教えるにどのくらいな準備ができるのですか。

○政府委員(宮地茂君) 実態調査の結果は、いま申しました、週八時間四十一分ですから、一日、概算で申しますと、一時間半。先生方のいわゆる授業担当が、一日、先ほどのあれで四時間ないし五時間ということになっておりますから、一教科につきましては二十分ないし三十分くらい、平均を出せば二、三十分ということになります。

○松永忠二君 そうすると、一日に六時間授業を持つていて、そして、そのものについて三十分ずつ勉強する時間があるということになれば、休息も何も時間はないですよ。どういう勘定になるん

ですか。一時間、一教科についてたとえば三十分ずつあるとしますと、それじゃ、授業、教育活動まで入れて、一日にたとえ六時間、六時間で三十分ずつそれに持っているとということになれば、六時間、七時間、八時間……朝授業が始まってからしまいで、そんなにたくさん時間ないんですよ。

○政府委員(宮地茂君) 先ほどから申し上げておりますように、小学校ですと、一週二十六時間でございまして、平均いたしますと、一週六日ございまして、五時間の日は二日、四時間の日は四日ということ、二六時間限になるかと思ひます。したがって、四時間の日はあるいは五時間の日、それに一時間半ぐらいな教材研究ということですから、授業と教材研究合わせますと、五時間半の日と六時間半の日があるということになります。

○松永忠二君 私が言ったのは、それだから、たとえ三十一・五時間のいわゆる時間を持つていて、そして、それに、一つのものについて、いわゆる三十分ずつ研究する時間があるというならば、一日のうちにはめられないじゃないですかね。どういう勘定になりますか。

○政府委員(宮地茂君) いま、平均値で私お答えしておきました。松永先生は、四十時間以上の教師はどうやっておられるかと。これも先ほど私申しましたが、私も、四十時間以上も授業を担当するといふ先生は、どういふことになっておられるか。あるいは、非常に異様に感ずるのですが、先ほど申しましたように、先生方個人個人から個票でとつておられるわけ。個票の中には、確かに自分分は四十時間以上受け持つておられるといふ先生もおられますので、まことに、いまの先生のようないふ計算をされますと、四十時間以上の人はどうしておられるかと、私も思ふのでござい

ますが、その辺いろいろ事情もあるかと思ひますが、平均値で申しますと、先ほど申し上げたようなこととございまして、四十時間以上につきましては、私も先生と同様に、まことにふしぎで、ちよつ

とお答えできません。

○松永忠二君 さっき二十六時間という話をしたけれども、二十六時間いふゆる持つておられるといふのは少ないわけなんですからね。そこを勘定して、三十分ずつ入るじゃないかといふたつて、それはならないですよ、勘定は。そこはひとつ、実態をつかんで、ただ入れていくだけの話をしていくのですが、現実には調べたものは、そんなふうなまやかしなものじゃないのですよね。こつちのほうは正確になっているでしょう。

授業時間が一週間で二十八時間、朝夕の会、集会、全校運動、給食、清掃、職員打ち合わせに八時間、それから校務事務、学校事務、調査、会議に二時間、宿題、日記、プリント印刷が一時間半、それから休息、まあいろいろな実は仕事をしているのだけれども休息に充ちておられるのが二時間四十五分、教材研究、企画、準備、処理、おくれた子供の指導が一時間四十五分、これでフルなんでしょう。別にそんなに大変なものをやっているようでもないです。学校事務、調査、会議などというものは一週間に二時間くらいやっているのだらうと私たち思うのです。朝晩の集会、全校運動の打ち合わせ、清掃、職員打ち合わせなんかだつて、一週間に八時間くらいはあるのだらう。授業は二十八時間。これだつて、そんなに大変なものを出していないのだから、結局、一時間に対して四十五分の教材研究に対しては四分だと書いてある。これは、はうがはつきりしているわけですよ。何か、平均にしてこつちに当てはめたりなんか……。それは私は、よく、やっぱり実態に即して調査がなされていなければできないじゃないかということを書いてい

るわけ。だから、一体、先生というのは、小・中学校の先生は授業時間何時間持つて、そして休む時間はどのくらい休んで、そして勉強する時間、自分の研修、自主研修はどのくらいで、そして学校のいわゆる集団的な命令研修は大体どのくらいだらう。こういう実態をやつぱり把握をして、こ

れで研究の時間は少ない、あるいはもつとふやさなければいぬという、こういうものを提示をされれば、非常によくわかるわけなんです。ところが、何かわからない、私自身もあまりよくわからないのですよ、説明聞いてみても、さつぱり。どこへどうはめるかわからぬという感じもするわけ。す。

内容については、人事院の調査がたとえば特別教育活動を含んでいないというの、これは文部省としてのお考え方もあるでしょうけれども、一番わかりやすい、実態をよく把握をして、そのものずばりよく調査がされているのじゃないかという感じもするわけですが、そうすると、教材研究は一日に一時間半あるという認識ですな、結論的に、いいですね、それは。一日に一時間半教材研究の時間がある。そう文部省はいつていふと。それで意思統一をしておいていいわけですか。したがって、一教科、一時間について三十分は勉強する時間を持つておられるのだ。そういう把握は間違いないでしょうか。いまあなたの御説明によると、そうだったんですが、それでいいでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど来申し上げておりますように、平均を出せばこういうことだ。ただ、お尋ねでございましたように、私も驚きます。先生も驚かれる。実際に個々の教師に当たってみますと、四十時間以上も持つておられるといふ方もおられるし、傾向としては、一〇〇%でれば非常にパーセンテージは少ない先生もおられます。したがって、個々の先生方にはいろいろございまして、やはり全般的な傾向は、平均値を取るか、先ほど申しました五〇%ないし六〇%のものがたまつておられるところを取るかというところで全般的な傾向を把握といふか、表現する以上にはちよつとやりやうがないんじゃないかと思ひます。

しかし、平均値あるいは大かたの傾向といつても、個々の先生についてはいろいろ違つておるといふふうにもちろん考へてはおります。

○松永忠二君 大かたの人、その人は一日一時間半やはり研修する時間がある、一教科については三十分、それがまあ平均のデータであり、そうだと。そうでしょう、それでいいですな。それをひとつ。

○政府委員(宮地茂君) 全体の平均値をとればそういうことになるということでございます。しかし、個々の教師はいろいろ違った傾向の人があられるけれども、大体の傾向としてはそのくらいな傾向としてやること以外に、国の施策としては、特に定数法をはじいたりいたしますときには、各県各学校によっていろいろ違う。しかしながら、大体の傾向としてはこうだということには、いま申したような平均値なり大かたの先生がたまつておられる過半数のパーセンテージを占める、その辺をもとにせざるを得ないということでございます。

○松永忠二君 そうすると、さつきから強調されているように、平均値というのをとれば、また文部省がいろいろのものをやるとき土台として大体一日一時間半、先生は教材研究の時間がある。一教科については三十分、まあこれは人によっていろいろ違うけれども大体そうだというお話ですね。そういうことに間違いはない。そうすると、このほうは一体どういう解釈をしたらいいんでしょうかね。これは間違いでしようかね、全然その差があり過ぎるわけですから、ここのほうは特殊なものだというふうな御理解でしようか。

そうすると、私たちは一般の皆さんにそう言っているわけですね、先生というの一日に一時間半は教材研究する時間がある、平均そうだと。大体一つの教科については三十分くらい自分で研究する時間を持っていると。それで、それは勤務時間の中に行なわれている。そういう説明をするし、そういう基礎に立ってこの法律は出ているわけですね。別になんかそれを否定する何ものもないじゃないですか。それを答弁してください。

○政府委員(宮地茂君) 先生の御調査、まあどういう御調査かわかりませんが、私もやはり指定統計は法律に基づいて間違いなく記入してもらおうという前提で調べておりますし、また実態調査も個々の先生方に自分で書いていただいたということとで平均値なり傾向値を出すわけでございます。

で、もちろん、ここに私も一部持っておりますが、これは武生市小松町の武生第一中学校ですが、この時間表は確かに先生がおっしゃいましたように、この学校の時間表はよくわかるように書いてあります。たとえば八時から八時十分まで打ち合わせ、学級活動が八時十分から二十分まであつて、清掃がそれから十分間あつて、第一時限が八時三十分五分に終る。それで、昼食等済まして、第六時限が三時に終る。それから清掃が三時二十分まで清掃をやる。学級活動が三時二十分から三時四十分。子供が下校するのが四時二十分。こういうふうにして書いてあります。したがってこれを追いますと、はたしてこの一時間半という平均のそれはどこに入っていくんであろうかと。学級活動が三時四十分分終つて五時まで、一時間二十分しかございません。したがってこういふように、個々の学校の、これも学校全体で一人一人の先生は、また学校の日課表ですが、学級担任の先生の個人の日課表はまたこれに基づいてあると思ひます。したがって、一つの学校を見ても、その一時間三十分をどこへはめるのであろうか。三時四十分から教えても五時までは一時間二十分しかない、これを見てもうそのように見えるというふうな懸念はいたしますけれども、まあ国といたしましては、全体の傾向なり平均値をとらざるを得ない。それで県に定数を配当し、県としてはまた県内の事情を勘案し、各学校ごとの実情を勘案して定数を配当すると、こういうふうにしていく以外に現行制度ではやはりやうがないのではないかと。もちろん御指摘のありましたように、私ももともとくふうをしなればならない点があるというのにもちろん前提でございますが、そういうふうにご了解いただければ

幸いと思ひます。

○松永忠二君 指定統計で教材研究の時間をとっているのですか。これはいま新しくお話ししたんですが、どういふふうにとっているのですか、お聞きしたい。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど先生のお尋ねでいろいろ数字的に申しましたのは指定統計でございます。

それから四十一年度にとりました約十万人の教師の勤務実態調査をいたしました場合に、教材研究の時間というふうにとりました。したがって、先ほど指定統計なりと申しましたその指定統計には教材研究の時間はとっておりません。そのようにおとりいただいたとすれば、私の説明が悪うございましたのでお許ししたいと思います。

○松永忠二君 特別な調査においてそういうものはやっているけれども、毎年の指定統計にはそんなものやっちゃありませんね。だから何かそういう印象を与えたので、私ちょっと質問したわけですが、そうすると、これもまた実態からいふん遊離しているのじゃないですか。皆さん、校長さんや先生方に一日一時間半のいわゆる教材研究の時間がある人というものはたしてどのくらいあるでしょうかね、率直に言つて。

それじゃお聞きいたしますが、授業が終わってからあと、学校じゃどういふやり方をしているのですか。授業が終わつてから、要するに最後に、帰りに掃除をするところもあります。それからまた、勤務時間ですからね、これは掃除までついてもいなければいけません。事実そういうようなことをやっているのです。あるいは帰りにホームルームをやつて帰るのです。そういう時間というの、私はここにも日課表を持っておりますけれども、これは生徒を帰すのは午後の三時五十分。四十分から五十分の間に時間の整理整頓しておいて、あしたのことをいろいろ打ち合わせたりなんかして帰すのです。そうすると、三時五十分から五時の下校——五時に下校していると

ころはありませんからね。午後四時四十五分くらいですかね。その間何をやっているのでしょうか。どういふようなことをやっているかと、実態を把握されているのですか。いわゆる授業が終わつて、特別教育活動も終わつて、それが三時四十分ないし三時五十分で、それからあと一時間十分くらい、この間は一体どういふことをやっているというふうな大体把握をされているのですか。どんなことをやっているのが普通なんですか。

○政府委員(宮地茂君) まあ学校の先生によりましていろいろそれこそ自発性、創造性でいろいろなことをおやりになつておられると存じますが、やはり生徒の授業担当というのが一番ですから、授業が済みますれば、これは研修をなさる人もありますし、いろいろな勤務をしておられると思ひます。

○松永忠二君 そうすると、子供を帰して、あとは自由に自分でそれぞれ勉強したり、あるいはそれだけの仕事をやっている、こういうふうな把握をされているんですか、いまのお話だと。どうでしょう。

○政府委員(宮地茂君) まあ、授業担当ということとがやはり学校の先生にしましては主たる業務と存じます。したがって、授業があるのに教材研究をして授業に出ないという先生はおそらくないと思ひます。そうしますと、授業が済みましてその他の時間は、教材研究をなさる先生もありませんし、中には職員給料等の事務を割り当てられて、給料日近くになつておる先生もありません。あるいはPTAの会合に出られる先生もございましょうし、クラブ活動の指導をなさる先生もおられますし、いろいろな状況で、画一的にどうしておられるというふうには私も考えておりませんが。

○松永忠二君 それは現実には学校を調べた結果で言うことばですか。大体そうだろうと想像されるんですか。何かあなた以外に、たとえば課長なり主任が調べた結果でうであつたんですか。そういうことなんですか、どうなんです。大体そう

でしよう、そうだろうと思ひますということですか。そうですということですか。どつちなんですか。

○政府委員(宮地茂君) いろいろな勤務実態であるというふうに私も考えております。ただ、一校、一校に科学的に、先ほど申しました時間数がどうといったような調査はやっておりません。

○加瀬完君 ちよつと関連。いろいろな実態という中には、こういう実態もあることは認められると思います。小学校の平均の、あなたのおっしゃる勤務の時間が三十一・五時間、そうするとこのほかに二十六時間授業をするとすると、御説明によると一時間の授業に対して〇・五時間、三十分授業の準備をすると十三時間になりますね。それで、休憩の六時間を取れば五十・五時間、こういう人がいるということは認めますね。全部こうだということじゃありません。御説明に従いますと、こういう勤務の者がいるんだということは認められますね。

さらに言うなら、文部省の指導のとおり一時間の授業に一時間の準備をすると、これは六十三・五時間になる。まじめな先生はそういうことにもなりかねない、そういう人もいます、こういうことは当然認められますね。

○政府委員(宮地茂君) これは先ほど申し上げておりますが、四十時間以上授業担当される。一週間の勤務時間は四十四時間でございます。したがって四十時間以上も担当したら、教材研究、これは勤務時間内のことですが、勤務時間内に教材研究とか、あるいはその他自主研修とか、そういうことをする時間はなく、ただ朝から晩まで授業だけをやっておるといふに想像されません。したがって、先ほど先生が、それでさらに教材研究に一時半とか、まあいろいろ足していけば六十時間になるとか、そういう方もまれにはあるのではなからうかという感じもいたしますが、しかし中には、授業でもう精一ぱいで、疲れてしまつて、教材研究や自主研究にまで気力が出ない、疲れてしまつたという先生も例外的におら

れるであらうというふうには想像いたします。

○加瀬完君 この三十一・五時間というのは、御説明によると、これは小学校の特活や授業すべてを含めた平均ですね。よろしいですね、三十一・五時間、そして、その授業の準備の時間はどう取るんだと質問をしたら、松永さんの御質問にあなたは大体一時間の授業について三十分程度の準備の時間は取るのだ、そうすると多くは二十六時間授業をするということで御説明ですから、十三時間の授業準備をするということになる。そうすれば休憩時間の六時間だけ入れて、いろいろのあと校務分掌とかその他のものを全部捨てても五十時間をこすと、しかも三十一・五時間というのは平均だということならば、こういう者がたくさん小学校におるといふことは認めざるを得ないでしょう。この実態に時間外勤務をさせることに對してどういふことになりますか。あなたの御説明のよう、いまでもくたびれてる人が多いのだ。こういう人たちが、現状の小学校、中学校にはたくさんおるといふことをこれは認めざるを得ないでしょう。これは確認してください。おたくのほうで出した数字ですから。するかしなだけだけ答えてくれればよい。

○政府委員(宮地茂君) 先ほど来いろいろ御説明いたしておりますが、全体的な傾向ないし平均値というところで御説明いたしました。しかしこの全体的な傾向あるいは平均値というものが先ほど来たたびたび申し上げておりますように、四十時間以上も授業を担当するといふ人にはこの平均値なり全体的傾向でははかれない。しかしながら全体的な傾向、平均値といふことを、やはり定数を積算したりするときは原則としては出さざるを得ない。そういう限りにおいてはこうだ。しかしこれが五十万六千万人の教師の方々にすべて当てはまるということとではございません。それは四十時間以上も担当しておられる先生にはそんなことを言つても数字が合わないといふことを前提にして、全体的な傾向なり平均値を申し上げております。それから一科目三十分というのは、先ほど教材

研究に一時半ぐらいの平均に、四十一年の実態調査ではなつておる。そうすると一日に四時間ないし五時間持たれるとするならば、一時半を割つていけば一科目について二十分ないし三十分ぐらいの教材研究になるであらうといふことを申し上げたわけですが。

○松永忠二君 さっきの話だと、さっき話した三時五十分で終われば自由にいろいろ研究や仕事をやつておられると、さっき思われたのか、調べたのか。そこら辺を確認してさらに質問します。調べたのか、調べておられるのか。そういうふうには大体類推できるというのか、どつちですか。そこだけ聞かしてもらいたい。

○政府委員(宮地茂君) 三時半に授業が終わるとするならば、五時まで何をしておるかということにつきましては、はつきりいふことがございませうという調査をした結果は持つておりません。ただしたがって先ほど先生がおっしゃいましたように、まあ私の部下なり、あるいは視学官、調査官、こういう人々から私が聞いて、私なりに考えておるといふこととでございます。

○松永忠二君 まあ意地悪くすれば、その調べた人を、聞いた人を呼んで聞いてもらいたいと思うくらいですが、実態はそうじゃないのですよね。たとえば、ここに教員の一日の日報の中で、私は現に各学校回つて何っているからよく知つてい

る。月曜日は生徒会指導、火曜日は学活の指導、それから水曜日は職員全体の研修、木曜日はクラブ指導、金曜日はクラブ活動。全職員それぞれ担当の部署で指導することになっている。勤務時間四十四時間だから、あたりまえだと。その時間は何も自由にやれといふてはいるのじゃない。勤務時間いっぱいこういうことを、月曜日、火曜日、ちゃんととめて、それぞれそういうことをやつていくわけですが。これはほとんどどの学校でもそういうことをやつておられるのじゃないですか。勤務時間を四十四時間とか四十四時間といつてはいるのに、それまで何かそのまゝにしておくと少しくあいが悪い。やはりしつかりした学校管理をする

のには、ちゃんと計画的にきちつとしないければまずいというお気持ちがあるのか。実際はそんなんですよ。きょうは皆さんが子供を帰す時間、そこまではきちつと手は放されなわけですよ、担当している者は。それからあと、結局は各いわけの曜日によつて、きょうは一斉に職員会議をやる日だ、きょうは全校で研修をやる日だ、きょうは生徒会の指導をやる日だ、クラブ活動をやる日だ、そういうことを統一しておかないと、何か行事があるときに困るといふような、そういう配慮もあるでしょう。あなたのお考えになつたり聞いているような実態ではないのですよ、学校の一日の日報といふものは、それは私のほうで間違つておるのかね。あなたの言つておるものが正しいのかね。私の言つておるものが一方的な、部分的なことを言つておるのかね。やはりそういう認識をせよ。私は人事院の総裁にも、国立の一体教員といふのはどういふうな日課を持つておられるかといふことについてはあるいはきょうは聞きませんが、お調べになつておられるのじゃないかと思つておるが、まずひとつその点を、一体四十四時間の勤務の実態、中はどうなうに実態はなつておるのか。持ち時間の話をしている、また教材の研究時間の話をしている。それから、そのほか子供を帰してからあとどうなるか。これは私はむだなことじゃないと思つておる。これがわからなければ、実際には勤務の実態といふのははつきりしないのですよ。どういふことでしょうか。

○政府委員(宮地茂君) 先生のおっしゃることに私否定的に言つておるつもりは全然ないのでございませうが、先生がおっしゃるような実態もございませうし、これは先ほど武生市の例を申しましたが、この学校では学級活動が月曜日から金曜日は三時四十分で終わる。土曜日は一時に終わるというところで、子供が帰る。そうすると、五時まで一時間二十分しかありません。その間何をしておられるかといふお尋ねでございますので、先生がおっしゃいますようなことをしておられる方

もありましょうし、三時四十分から職員会議を一時間も二時間もなさるところもございまして、そうすればある曜日に三時四十分には子供が帰って直ちに職員会議を開けば、五時なりあるいは五時を過ぎる。そうすると、教材研究をしようと思つても、それからまた外の会合があるとかという事になれば、教材研究もできない方もありましよう。いろいろの実態がございまして、こういうことを申し上げておるので、特に何をしなければいけないとか、どうせよとかということとは、私のほうも指導しておりませんし、また人事院でおっしゃいます自発的、創造的な勤務ということでは生かされるべきであるというふうに考えております。

○松永忠二君 そうすると、こういうような日程を、学校が子供が帰ったあとに毎週予定としては勤務時間まで仕事をやっていくということでは、自主的、自発的創造性のいわゆる勤務の状態としてはあまり適当ではない、避すべきものだ、こういうことについてはどうなんですか。

○政府委員(宮地茂君) 私どもが四十一年に実態調査したところでは、これはあくまで平均値でございますが、先ほど来たたびたび申し上げておりますように、勤務時間内でも自主研修、承認研修、そういったようなものもあるし、また教材研究は一週間に八時間四十分あるし、さらに事務的なものが、学級経理事務とか教務事務とかといったようなものが三時間半ばかりでございます。さらに社会教育活動とかそういったようなことに四十十分ばかりの時間がございまして、これはあくまで平均値でございます。したがって一人一人によつて違ひましようが、少なくとも子供の授業を終わつて子供を帰したら、あとは教材研究もできない、さらに研修もできない、何となく職員会議が事務で勤務時間は一ぱいになっておるといふような傾向があるとするならば、それは決して望ましい傾向とは考えません。

○松永忠二君 私が申し上げているのは、部分的などうか、あるいは一部の学校、一部の先生と

いうふうなことでないということを私は申し上げておるので、私の言っているのは、少なくとも私の県などにおいてのいわゆる、そういう学校の管理の状態というのはいわゆる、曜日によつてやることをきめて、そして大体四十時間、とにかく勤務時間の終わるまではそれぞれ学校として総括的な仕事をやっていくというふうな配慮をされていくという状態があるわけですね。したがって、さっき私が言ったようにやはり、研修時間が非常に少ない。八時間でやってくる以外にないとか、そういうような結果になってくるわけで、私もある特定の一つの学校、特定の個人をとらえて言つていくのじゃなくて、そういう傾向が全般的にむしろ、今度は平均値として出ていくという認識のほうが正しいのじゃないかと私は思うのですよ、あなたがよく言う平均値というならば、むしろ小さな部分にはあなたの言っているようなことをやっている者もあるだろうけれども、大体勤務時間というものは、勤務時間の中でやはり勤務をさしていかにかぬものだと、そういうような考え方がつまり、むしろ常識化されて行なわれておるのではないか、そういう傾向のほうがむしろ強いのではないか、ということをお願い申し上げておるわけですね。もし、私の言つたことがむしろ平均的なものであるとするならば、これはまあお話しのように非常に好ましい状態といえないので、こういう点については実態を明確にした上で御指導をなさるといふような、こういう気持ちはありませんか。

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。ただいま先生の御指摘のような実態、授業時間を終えたあとの時間をすべて一週間学校のほうで統一して、先生方の自主的ないろいろな研修等も含んだ時間というものを拘束するといふようなやり方で学校運営がなされているといふことは、教員の方で学校の創造性、自主性といふものをそこなつて、必ずしもいい結果をもたらすものと思つていないわけでございますので、実態を十分調査の上、そのような画一的なことがそれぞれの学校

で行なわれぬように文部省としては考えたいと思つております。

○松永忠二君 それじゃ一歩進めて、この前鈴木さんのほうから夏休みの話が出ています。これは人事院が教員の勤務の特殊性として非常に強く明確になっているところでありまして、そこで夏休みといふものはどういふような実態になっているの

○松永忠二君 夏休みにしほつて言つてくださいます。夏休み、冬休み、春休みの三つを全部合せて、日曜、祝日、年末年始等の学校に出でくる必要のない日数を除きました学校休業日の日数というものが、小学校におきまして、平均して六十・三日でございます。つまり六十日が学校休業期間のいわば出勤を要する日数といふことになるわけでございます。その間登校した日数は、少い方は十四日、多い方は五十七日でございますけれども、平均して三十二・〇日、つまり半分登校していらつしやいます。で、登校した日における一日の平均在校時間は五・三時間でございます。そのおもな業務は、教職員会議、授業準備、研究会、プールの指導等でございます。登

校しなかつた日は残りの日にちでございますが、登校しませんでしたけれども、校外で生徒指導をなさつたといふのが三・六日でございます。それから講習会等で別にそういう会合に出席されたといふ日が七・六日でございます。それから有給休暇をとつたといふ日が一・一日ございまして、その他の日は一九・〇日という形になっております。

○松永忠二君 失礼ですが、中・高も言つて下さい。

○政府委員(尾崎朝夷君) 中学校の場合には、全体で五十五・五日でございますが、そのうち登校した日数は二十六・三日でございます。やはりほぼ半分ぐらいでございます。一日の平均在校時間は五・〇時間でございます。おもな業務は、クラブ指導、授業準備、プールの指導、それに児童の登校日といふのがございまして、登校しなかつた日の内訳といひましては、生徒指導が四・四日、講習会等への出席が九・四日、有給休暇をとつた日数が〇・二日、その他が十七・六日でございます。

それから、高等学校につきましては、同様にしまして全体で六十・三日でございますが、そのうち登校した日数が二十六・七日、一日の平均在校時間が六・一時間でございます。

○松永忠二君 これはひとつ資料を提出してください。

○委員長(高橋文五郎君) よろしゅうございます。

○政府委員(尾崎朝夷君) 提出いたします。

○松永忠二君 失礼ですが、これと同じようなものをひとつ文部省のほうから出してみてくださいますか。

○政府委員(宮地茂君) 人事院と御相談して全く同じ調査をいたしておりますので若干違ひますが、四十一年度の実態調査でございますが、それによりまして八月の一カ月間に有給休暇をとられた——これもまたおしかりを受けますが、平均で出してありますので平均で申させていただきます。有給休暇をとられておるのが四日、それから

承認を受けて学校を離れて研修に就いておられるのが五日ということで、あとは指導事務、管理事務、その他付随事務、いろいろございまして、少なくとも八月一カ月のうちに研修で五日、有給休暇で四日、十日近くは学校を離れておられる。あの二十日間は、これは指導事務とかいろいろな事務がございまして、日曜日を除きまして二十日間は学校に行っておられるというふうに考えられる結果になっております。

○松永忠二君 これもまた、あまり実態がわからぬね。前よりは少しわかりやすくなったが、人事院の統計はちゃんとしているじゃないですか。夏と冬と休みのある中で、六十・三日の中で十四日から五十七日、平均三十二日ですか、結局その中の内訳がこれこれと。中学の場合は、五十五・五、それから二十六・三、つまり二分の一よりやや少ない。六十・三の中で二十六・七、それで内訳はこうだ。というわけでこういう調査を文部省はできないのでしょね。それよりはあなたの方のやっている調査のほうがよいというふうなお考えなんですか、教育的に。すぐれた統計である、実態を把握した統計である、こういう把握をされておられるのですか。

○政府委員(宮地茂君) 私のほうがすぐれておるとは決して思っておりません。

○松永忠二君 それならば、これをあらためてこういう方法でやるという用意はありますか。

○政府委員(宮地茂君) これは四十一年度にとりまして調査でございますので、これから個票を洗ってある程度人事院のおっしゃいますような、人事院が説明されれば、すぐタイアップしてお答えしてできるようなものになりますか、できる限り個票を探して早急にできるものはいたいと思います。が、何ぶんすでにやりました調査でございますので、今後の調査におきましては人事院の参考をいたしまして、わかりよい調査をできる限りするようにしたいと思います。

○松永忠二君 今年の法律の提案にあたって、人事院と文部省はこういう問題について資料を打ち

合わせをした事実はないんですか。どうでしょう。

○政府委員(宮地茂君) 人事院の御意見は、いろいろ人事院独自で御調査なされた結果、独自の立場で御意見をお出しになられました。それを受けて、私も法律案をつくりまして、特別にお打ち合わせをしてこういう調査をやるうというたような調査はいたしておりません。

○松永忠二君 それじゃ法律の提案にあたって人事院と相談をしたのは何でしょう、この法律を提案するにあたって。事前に何を一体打ち合わせをしたのか。

○政府委員(宮地茂君) これは人事院が御意見をお出しになられたので、打ち合わせするというよりも、私も従来から人事院の給与に関する勧告、意見は尊重するというところから、打ち合わせはいたしておりました。御意見を尊重して、それに公立学校の先生のことなどを加えまして、法案を提出していただきました。ただ、勧告が出ます前に、いろいろ文部省として御陳情申し上げたことはございます。

○松永忠二君 そうすると、いわゆる人事院の意見書をもつてそれを尊重するという形で法案を出したということになるわけですが、その場合、人事院の出した教員の実態とわれわれのところとは違うというような認識を持ってもらったんですか。全く同じである。尊重するということはそういうこと、調査とか、そういうものは何にも考えないで、ただ言っていることを、それでそのまま引き写しにしていけばいいんだという認識なんですか。それともそういう認識のけれどもいわゆる自分たちの関係している義務教育諸学校の実態は少し違いますというような面もいま出てきているわけでしょう。そういうようなことは全然違っている、人事院のこれを尊重してやっただから何も私たちに落度はない、完全なことをやってまいりましたと、こういうことでしょうか。どうでしょう。

○政府委員(宮地茂君) 人事院が先ほどおっしゃいましたのは、公立に比べますと非常に少ない国立学校についてのことをおっしゃったと思います。公立学校につきましては、四十一年度には私たちがほうで調査をいたしましたものを、参考と申しては人事院に対して申しわけないかもしれませんが、むしろ人事院のほうでは公立学校については私のほうの調査を資料とされたように私も承知いたしております。

○松永忠二君 これは人事院は人事院のいわゆる実態に基づいてこういうことをやる、人事院なりにやってほしいと言っているんです。そして、それについては他のものについてもこれを基準的なものとして考えていくということで、いわゆる公立の義務教育の学校の、たとえば夏休みの状態とったんですが、夏休み等の学校休業期間については、こうあるけれども、義務教育と国立の学校とはそういう点は違う点があるという認識を持ってこの勧告をとられたんですか。いまの数字が違っているんです。そういう数字というものは、この勧告を受ける段階において明確にしているんですか。どういうことでしょうか。比較なんてそんなことはしたことはないです。

○政府委員(宮地茂君) これは人事院のほうからお答えいただきたいと思いますが、私も四十一年度調査いたしました。人事院としてはこの調査は相当参考になったものだと思います。しかし、公立についてだけ文部省が調査したのでは、それだけによるべきでない、独自の立場で国立は人事院のこういう問題についての所管学校でもあるからという面で国立をおやりになられたというふうに承知しております。したがって、夏休みについて教員の勤務態様がどうか、職務の特質がどうかということ、夏休み、冬休み、総裁からも冬休みまでもお話がございましたが、そういう点につきましては、先ほど人事院が夏休みについてなさった御調査の結果と、私が申し上げましたのと数字がばたりとは合いませんけれども、夏休み、冬休みというふうな休みの使い方、勤務態様の特殊性という点につきましては、若干の数字の違いで本質的にどう違うというものはございせんので、私も人事院の御意見が出ております説明等を読みまして、私もそのように考えたわけでございまして、私も尊重いたしますし、納得をしてわれわれと同じ気持ちだというふうに感じた点でございまして。

○松永忠二君 とうとうとあれですか、人事院の言っている、ここにいよいよゆるゆる夏休みというのと、それから公立学校の義務教育の諸学校における夏休みについては相当格差があるという事態はお認めになりますか。差がある。夏休みといっても、いわゆる付属の小・中・高等学校における夏休みというものと、それから市町村立の学校の夏休みというものは相当実態においては差があるということをお認めになりますか、認めないのですか、それはどうなんですか。

○政府委員(宮地茂君) 国立の付属の小・中学校はこれは見方もございまして、総じて大体同じような傾向にあると思います。ところが、全国に相当の数でございまして公立の小・中学校は、僻地もありますし、都会地もありますし、規模におきましても複式もありまして、大学級の学校もありますし、そういうふうなことでいろいろな面におきまして国立の付属学校のようにほぼ同じようなレベルであるというものはございせん。したがって、先ほど尾崎局長が申された有給休暇なり研修なりの数字と若干違っておりますが、まあ、平たく申しますれば、国立学校のほうが平常の場合でも事務職員の数も多うございまして、教員数も確かに多うございまして、もちろん、国立のほうでは一般の公立と違っています。実験学校、研究学校としての使命を持ちますから一がい比較はできませんが、ただ、そういう教職員の数も多うございまして、平均して学級数もほぼ同じような学級数でございまして、そういう意味におきましては、先生のおっしゃいます格差ということでは、先生のおっしゃいます格差という点では、多少いい違いが悪い違いがある。

○政府委員(佐藤鷹夫君) 先ほど来伺っております、文部省は非常にお気の毒のような氣もするのです。私ともいい子になりつばなしでもおれませんか、ひとわたりいまの調査の關係のこと

○松永忠二君 まことに失礼ですが、また機会を見てひとついろいろなことを発言していただきたいと思うのですが、それでまた、その状態になつてくると、必ずしもまたそういうような状態ばかりでもないところもあるわけですね。たとえばここに一つあります夏休みの休業中の点検の結果を八十の学校について調べた結果がある。さつき言いました、私のほうは厚生義務免というが、夏に休んでからだを休めて健康にしようじゃないかというふうなことで、七日ぐらいどうだろうというふうな話をしているようでありますが、つまり七日、六日、五月、四日、三日、二日、一日、ゼロと、こうなっているのですが、この実態を人数をパーセントでそれを出しておるわけです。大体七日が、こでいうと七〇%ですか、中にはまあ一日の厚生義務免もとつてない者も三人ほどあるわけでありまして、自主研修が十日以上とれたかどうかという、こういう調査がありますけれども、この自主研修が全然とれないということをやっているのは六百三十二人ある、千二百八十九人を調べたものなのですけれども、それから一日とれたのが百十二、二日とれたのが百八十三、三日とれたのが百六十二、四日とれたのが八十五、五日とれたのが五十七、六日とれたのが二十人、七日が十九、八日が二人、九日が四人、十日以上とれたのが九人。四九%が自主研修はとれないと言っているわけですね。この問題について、静岡県あたりでは御承知のとおり超勤の訴訟なども行なわれておるわけでありまして、から、これについてこういう表現をしております。

夏季、冬季、春季の休業についても、服務監督の強

然のことだろうと思う。しかしながらいまちようど御指摘のありましたように、私どもは自発性、創造性という旗じるしを掲げて、旗じるしばかりではないので、そういうものだろうと思っておりますからここにもうたつたのでありますけれども、夏休み、春休み、冬休み、そのような時期はまさにこれに最も適した時期であろうということが一つ言えるわけです。したがって、この間も御指摘がありましたように、この意見の申し出の本文には出ておりませんが、勤務時間の管理という項目において学校教育法、教育公務員特例法云々のことを引いてこれは望ましいということを力説しているわけで、それが望ましいのはどういうわけかという終着的な考え方は、いまお述べになりましたような考え方を実は私は持っています。

○松永忠二君　そういう気持ちを持っているのに、たとえそれでは条例でこういう先生の勤務をきめなければできないというふうになる。たとえば職員の勤務時間・休日・休暇等に関する条例というものには一言半句もこの夏休みのこういう問題に触れていないわけですよ、全く。この条例に基づいてすべて勤務が、規則ができていくわけです。だから少なくとも夏休みというものは、教員の勤務のいわゆる特殊性から言うならば、非常に重要なものだといまおっしゃるように言っているわけでしょう。少なくとも教員というものについては、これは行政職の人たちの条例ならそういうことは入れなくてもいいけれども、少なくとも条例の中にこういう根拠的なものを出していくという、そういうことがなければ特殊性を一体どこに求めるだろうか、何も一言半句この夏季の休暇についてそんな条例なんて何もないわけです。だからこの条例をもってすれば、全く勤務時間であるということは何ら強制してもはばからないということになるわけですね。しかし皆さんが提案をされてきたこの法律なりこれは、こういうようなものがあるという勤務時間の特殊性を強調してそうしてこの法案ができてきている。そうであるとす

るならば、これはやはりそういう方向に持つていつてもらわなければ、そうしてもらわなければこれは法律と事実と違っている。法律の基礎がないうじやあいたいというふうに私たちは、法律的にもそうじやありませんか、そういうことに、法律の理屈から言つてそうだと思うのですが、どうでしょうか。そういうものについては人事院総裁、条例なんかでは一言半句も触れるべきものじやない。そんなものは触れるべきものじやないのか、それともやはりそういうところに教職員の勤務の特殊性があるんだから、当然そういうものに触れて、それを根拠として夏休みというものがこの規則でいろいろと扱つて、事実上それが明確にとられていくような形にしていくのが法律的な理屈から正しいんだというふうに私は思うのですが、その点の総裁の御意見を聞かしていただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 条例云々になりますという、これは地方自治権の問題になりますからして私どもとしては気軽に申し上げられないのです。これは国権の最高機関のほうで意思表示をされる分にはこれほど有力なものはないわけですが、私どもはその点は考慮しながらものを言わねばならぬ。したがって、それが条例をあえてということのような露骨な表現はいたしませんけれども、このわれわれの説明書の、しかもこれは公式の説明書なんです。国会にもお配りしている説明書なんです。その一番トップにいまのことを書いてあるわけですから、われわれの気持ちには十分それによっておくみ取りいただけるものと思えます。

○松永忠二君　ぜひ、何もあなたは国立の、小・中・高についてもよりよいものにしていきたい、またよりよいものにしていくということにおいて、特殊性があつてこういうものが出ている以上、国家公務員の教育公務員についてもそういうふうなことをひとつぜひ実現してもらわなければいけない。その影響が地方に及ぼしてくるようにはしてもらわなければいけない。だから実態は、あなたの言つたことははるかに差があるということについて

てはお認めでしょうね、地方の教育公務員につい

○政府委員(佐藤達夫君) いつも申し上げますが、国立学校の場合は必ずしも実態がそうわれわれの思うとおりになっておらぬとも言ひ切れないと思うのです。そういう感じは持っておりますけれども、しかしお話しのように地方にはたくさん学校の学校があります。どういう学校があるか。これはたくさんの中でありますからいろいろあるであります。したがいまして私どもは、あるいは必要のないことなら何もここに書く必要はないわけですけれども、書いたのは今後運用上配慮を加へ、あるいは活用をはかることが適當であると考えて、あるべき姿をここに強く打ち出しているのですから、もしもこの理想に合わないところがあれば、こういうふうな活用をはかることが適當、つとめることが必要だというふうな前向きな書き方をしているわけで、そういう気持ちもこの中にこもっているというふうにおくみ取りをいただきます。と思います。

○松永忠二君 文部省のほうへちよつとお聞きします。

先ほどから私の言っているように、同じ夏休みというふうなことで、このいわゆる説明書に出てきている夏休みの実態と、現に行なわれている教職員の義務教育の学校における夏休みの実態とはやはり相当差がある。現実には数字に出てきているように差がある。それどころか、あなたの言っているのは平均値ですから、それこそこの前も鈴木さんから指摘があつたとおり、ずいぶんひどいところも出てくるわけですよ。いま人事院総裁にお聞きしたようなことで、私は教員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例というものには、やっぱり夏休みのようなものについても条例の中に明示しておくというように、夏季の休暇とか冬季の休暇とか、そういうようなものについてやはり明らかにしておくことが必要ではないか。だから何にもこの条例にそれがないからそういうことについての規則も何にもないのですよ。四十四時

間勤務についていろいろなことが幾つも出てくるけれども、夏休みについては何にもそんなことなすれぬ。今度法律をこうして考える以上それでは許されないでしょう。そんなことをかつてにやっていたもいというわけにいかぬ。法律の提案の根拠からいっても、私はそういう指導はあるべきであり、条例もそういうふうな方向で検討してもらわねばならぬという、こういう気持ちがあるかどうか。まず政務次官のほうからその問題についてお聞かせ願いたい。

○政府委員（西岡武夫君） お答えいたします。

文部省といたにしても、夏休みの問題については、ただいま人事院総裁からお答えがございました方向に全く賛成でございます。したがって、実際問題として法律的には教育公務員特例法二十条の規定を運用していくという形の中で夏休みの問題は方向づけができると思うわけでございますが、実態の問題としてただいま先生が御指摘のように非常に夏休みの中身が各学校によっていろいろ差があつてばらつきがある、それが必ずしも教職員の本来のあるべき姿からいって好ましい方向ではないという、それぞれの実態については今後文部省としてもこれを改めるといふ方向で指導をしてまいりたいと思つております。ただ、条例の中でこれをどうするといふところまでは、文部省として指導していくと申しますか、そのような方向で検討をお願いをするといふ方向で、今後地方の教育委員会等と相談をしていくかどうかといふところまではまだ考えていないところでございます。

○松永忠二君　しかし、人事院がこういうものに説明を出されて、それに基づいて今度の法律案ができてきたわけですよ。そうすると、人事院が考えているいわゆる夏休み等の学校休業の期間についてという、こういう文面も明確になっている以上、これがいわゆるこの指摘をしている夏休みの休業の時間の実態とはなはだしく相違をしているということになってくれば、これはやはりその法律の一つの基盤であるこの説明に基づいてそれを

実現をしていこうとして考えたという意味からい

えば、当然私はそういう点についての指導をし、
そういういわゆる根拠というものがどこかにつ

くつてもらう、結局は根拠はあなたのおっしゃ

たのは二十条ですから、別に「長期にわたる研

修を受け」とあって、これはむしろ、休んでほか

のところへ行つて、研究所に行つてやつたりなん

かすることなんですよ。このところに、二十条に

あるといえ、それはこれと別じゃないけれども、

休みについての基本的な、総裁のお示しになり

した方向に基づいてということでございます。
○松永忠二君 それはあなたがきょう率直にそ

うことを言われたので、別に何か文部省と違

たことを言われているのではないですね。私は別

にあなたが特別に積極的な御発言をなさって

いる、ただ端的なことばは使つておられるけれ

ども、それがいままでの文部省の方針でもあつた

ですよ。現にそうでしょう。文部次官の通達とし

趣旨はよくわかりましたが、そこで、なぜこ

うことがはつきりと書いてあると思うのです

よ。そういう文言は使つていないけれども、要

するに長期休暇をどう使えということとは、一

つは研修に使えということが書いてあります。た

だ研修に使え、変なことをするとあぶないから

校長はこれこれの、はしの上げおろしまでよく

計画をとつて、ぎつしりしてやらせると、それ

本法案に対し質疑のある方は、順次御発言を願

います。
○松永忠二君 もう一つ実態の問題でお尋ねを

して次にいきたいと思うのですが、事務職員、小

中の義務制における事務職員とそれから高等学校

大学の事務職員——大学は別にいたしました

て、小・中・高等学校の事務職員が一体国立と公立

とどういう実態的な差があるのか。まず人事院側

に聞くんですが、小・中・高の事務職員の平均の学

立は一校で平均いたしました二・五人の平均になります。ところで、いま四十四年度から四十八年度までの第三次五年計画で定数法の充実中でございますが、四十八年度中には一校平均〇・八人ということになりま。ところで本校・分校合わせまして一つの学校というふうに見てまいりますと、現在では五三・三％の配置率になっておりますが、四十八年度には六三・一％ということになります。先ほど一校平均で〇・七人、四十八年度には〇・八人である、ところが一校について分校合わせて六三％になると申ししたのは、一校に二人おたり一人もいなかったりということ、その数字がびたつと合わないわけでございます。学級ごとに申し上げますと……。

○松永忠二君 それはそれでいいですよ。

大体私たちが把握しているのは、つまり将来六三・一％にしていきたい、現在は五三・三％だと、だからまだ事務職員がいないう学校というのは、大体私のここの調査によると三七％の学校には事務職員がいな。これは人事院総裁にひとつ聞いておいていただきたいのですよ。それに対して国立のほうは一校平均二・五というのですか、人事院はどういうふうに……事務職員。

○政府委員(尾崎朝夷君) 私ども昨年度につきまして調査しましたものは、小学校の場合には一校平均の事務職員の数が三・六人、中学校の場合には三・一人という形になっております。

○松永忠二君 高校は。

○政府委員(尾崎朝夷君) 高校は八・一人でございます。

○松永忠二君 まあ人事院総裁も、大臣にもひとつその点を、この法案の前提になっている条件に非常な差があるということです。こういう事務職員なんか最も著しい例がある。したがっていわゆる勤務の態様の特殊性と比べても、勤務の実態そのものが非常に小・中といわゆる国立のと違。いまちょっと小・中だけで、高等学校言いませんけれども、高等学校の事務職員の配置率というのは非常に高いわけですね。これは特に人事院

総裁ひとつ聞いていただきたい。それから文部省側も。たとえば一つの学校の例をあげますと、十二学級で五百五十人、そこに特殊学級が三学級三十三人ある。これは中学校ですが事務職員が三人、技能員というのが一人、それから用務員が一人、それから事務補助員が一人、PTAのまあ負担で一人というのが事務職員の構成です。小学校のほうでは二十一の学級で生徒が七百九十人、これは特殊学級三つ入れてさうです。それには事務職員が四人、これはたまた幼稚園事務を含むというのですが、四人、作業員が二人、それからPTAで一人、ところが小・中のほうは、この定員の配置というのはいま言うように一人一人もいない配当定員というのが出てくるわけですね。だから全然その実態が違っているという、極端に言えば違っている状況です。頭をかしげておられるが、さうでしょう。片方が幾人——まあ、さういうお話ならもう少し私こまかくやりますが、これはさつきあれが言ったのはこの配当定員ですが、たとえばいわゆる十二学級、特殊学級を三学級入れたとして十五ですが、これは事務職員一人です。中学校も事務職員一人です。小学校あたりは二十一学級やはり一人、片方は事務職員が四人、作業員が二人、用務員はまた別、全然違うのでしょう。つまりそんなに事務職員がいなわけだ。その他の条件でいえばまだほかにあるのです。たとえば中学校であります、校長があつて教頭がいて普通の教員が二十名、特殊学級の教員が四人ある。それから時間講師という講師が四人あるわけなんです。だから国立の小・中・高等学校の定員というのには非常にたくさん教員が配置をされていて、事務職員もさういうふうにあるわけです。義務教育の小・中学校のさういう条件というのはいま申し上げたようなところで、さっきの話じゃないのですが、これに勤務の態様というけれども、全然国立の小・中・高等学校と義務制の小・中・高等学校の勤務態様というものは違つておる。それじゃ附属の小・中・高が遊んでいるということじゃないのですよ。これはお話し

のように、いわゆる生徒も受け入れて授業も指揮してやらにやいかぬ。だから、勤務時間といえども、さっきのお示しになったよりもむしろ過ぎる。あなたの言う自発性、創造性に基づいてやっているわけです。だから決してこれは私は多いと言つていいのじゃないや。だが実態はさういう実態じゃないですよ。いわゆる教育大学の生徒を受け入れて、実習生を受け入れてやっているわけですから、多くはないが、それにしても全然勤務態様というものが非常な違いをしておるという、こういう点を指摘をしたわけなんです。非常に長くいろいろ質問いたしましたけれども、私が結論的に言うことは、人事院の考えている国家公務員にいわゆる教育職員に対するさういう状況のことについてはこれでいいけれども、これをそのまま義務制の小・中・高等学校にもつてくると、これは実態的に非常に差があるということ、やはりさういふ認識をしておかなければいけない。さういう意味で、つまり勤務の実態の話をえんえんやってきたわけなんです。最後に事務職員のほうへいったわけなんです。この前鈴木さんの話のときに、事務職員についても決してそれをよしとするわけではなしに、大いにひとつ充実をしたいというふうなお話はあつた。あつたけれども、とにかくいわゆる説明にある条件と義務教育の小・中・高等学校の条件には相当開きを持つていて、その実態についてやはり明らかにしなければならぬという点から私はいろいろ申し上げたのですが、それは後ほどまた関連をしてお聞きをすることにいたします。

○政府委員(岡部貴夫君) 労働基準法におきましては、労働時間につきまして原則を三十二条で規定をしております。これは一日八時間、週四十八時間という時間をこえて労働させてはならないという基本的な労働時間の規制を行なつております。それに対して、例外の規定として三十三条並びに三十六条を設けておるわけです。三十三条は、ここにございますように、災害その他の特別な事情による場合、あるいは公務のため臨時に必要がある場合等、ここに幾つか列挙しておりますが、さういふ特別な事象に対して、一定の手続をふる場合には、いま三十二条に掲げました労働時間の規制をこえて時間外の労働をさせることができる。さらに、三十六条は、使用者が事業場における労働組合あるいは組合がない場合には労働者の代表と協定を結んだ場合に、三六協定を結んだ場合には、やはり三十二条の一般の原則をこえて超過労働をさせることができる、さういふふうな、いわゆる一定の時間をこえて勤務することができないというのを一般原則として、特別の場合に超過勤務をさせることができる、その場合の規定を置いておりますというたて方でござります。そこで、私どもは通常の勤務は三十二条の原則でいくべきであつて、それをこえて行なう場合にはあくまで例外的な場合であるというふうな引用すべきものと考えております。

○松永忠二君 その意見は全く私どもも同感で、さういふ意味で歯どめの要素というわけじゃありませんけれども、三十二条あたりにも「四十八時間をこえて、労働させてはならない。」というふうなことも規定をしているし、それから三十六条には時間外及び休日の労働の場合にはこの労働者の過半数で組織するものとの間に書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合、特殊な場合だと、したがって、できるだけ超過勤務というのはやらないようにしていくのが原則であり、さういふ方向が望ましいと考えておられる点については御異議ありません。

○政府委員(岡部實夫君) 御趣旨のとおりでございます。

○松永忠二君 そこで文部省にお尋ねいたしますが、文部省もやはり超過勤務については労働省の考えることと同じように考えて従来も指導してきた、そういうふうなことでしようか。その点をお伺いしたい。

○政府委員(宮地茂君) 労働省と全く同じ気持ちでございます。むしろやむを得ない場合には命じてよいという指導すらいたしております。絶対に命じないようにはしないという指導をいたしております。

○松永忠二君 その点についてはお話しのように、二十四年の教員の超過勤務についても最初にお話があったように超過勤務は原則として命じない旨を含めて通知しておいたけれども、このことだけにという限定をしている。したがって、この点については超過勤務というものはできるだけやらせない、そうして原則が維持できるような方向にいくことが望ましい、努力をしていかなければならないという点については全く同様だと思う。そうして今度は労働省にお尋ねいたしますが、こういう労働時間の短縮というものは国際的にも国内的にも一つの要するに潮流という方向だと思ふ。超過勤務どころか、いわゆる三十二条の労働時間も、この時間も短縮していきたい、また短縮していくという方向に国際的にも動いていると私たちは思うのでありますが、この点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○政府委員(岡部實夫君) 労働時間の問題につきましては、基準法の建前は最低の労働条件を規定するという建前から、現行法におきましては四十八時間制というものを最低基準として規定しているわけでございます。それ以上のものにつきましてはいまのたてまえは労働条件として一般の場合には労使が団体交渉等によって自主的にきめていくというたてまえになっておりますが、御指摘のように先進諸国、労働関係の進んでいる諸国におきましては統計的にもだんだん労働時間は短縮さ

れる方向にございます。わが国におきましても、まあ、いろいろな統計資料はございますけれども、全体の流れとしては労働時間が時間制の上でも、また実際の労働時間の、所定労働時間の上でも短縮されつつあるというのが一般の趨勢でございます。

○松永忠二君 何かそういう具体的な、たとえばそういうものがあるという点についてはどうですか。

○政府委員(岡部實夫君) 実労働時間等の統計資料……。

○松永忠二君 資料じゃなしに、何かそういう、ILOあたりにあるんじゃないですか。

○政府委員(岡部實夫君) ILOでは四十八時間制から、さらに条約その他で四十時間制あるいは勧告等におきましてそういう時間制をとることにつきましても、国際文章等の採択がされておりますけれども、ただ、それを現実的に批准し、あるいは実施しているというものは必ずしもまだ多くはない。ただ、そういう方向が国際的なILOの機関においても勧告あるいは条約等の形で採択されているという事実でございます。

○松永忠二君 ちょっと数字を簡単にひとつ……。

○政府委員(岡部實夫君) 主要国の過当り時間数、これは週で出ておりますので、ちょっとはつきりいたしません、アメリカあたりでは大体現在一九六八年四十・七時間、フランスが四十五・三時間、西ドイツ四十三時間、で、日本の場合には三十人以上で四十四・三時間、全規模では四十八・六時間というふうな数字がたまたま出ております。

○松永忠二君 まあお話のように、労働時間の短縮については、ILOの条約もあり、あるいは勧告もあり、現実にはいろいろな統計を見てもそうだとするわけですね。そこで、文部省のほうでは、この一体時代的な潮流にどう教職員の勤務を具体的に対応させていくのか。どういう展望を持っておられるのか。この点ひとつ、すでに現実的に私たちの知っているところで一週五日制というのが

すでに大きなところではとられておる。夏休みの話をいたしました、私は大きな事業場へ行ったら、むしろ先生よりも夏にその会社の休みが多いのに驚いたのです。それくらいゆるゆるその時間の短縮というものについては前進をしている。こういう中で一体文部省はこの潮流に教職員の勤務をどういうふうに対応させていこうかと考えておるのか。その具体的な考え方があったらひとつお聞かせをいただきたいのです。

○政府委員(宮地茂君) 学校の先生方のお仕事は、一般の企業場、事業場の勤務と違っていて、やはり子供の教育ということでございます。したがって、労働者の五日制というように、直ちに学校も授業日を五日にしてよいものか。子供の教育が五日で、二日休んだほうがよいのか、あるいは六日休んだほうがよいのか、あるいはまた十分な調査並びにその教育効果の比較も出ておりません。ただ一般的に事業場が五日制ということもさることながら、勤務時間を少なくするというような傾向に教員だけがそうではないというところは申しませんが、五日制ということについては、子供の教育というたてまえから考えな

きやならぬ問題であろう。それにしても、結局は学校の先生方の定数を充実していくということと、まあ勤務時間が減るとかということとは、少なからず、少くとも授業担当時数が減るとかあるいは事務に従事する時間が減るとかということによつて研修等の時間があえる、勤務時間を直接四十四時間を四十時間にするとということも、これはまあ一般の労働者にはそうでございますが、学校の先生もそれと歩調を合わせる必要もござい

ますし、当面の問題としては先生方の質的な時間というものが教師にふさわしいような時間が持てるようにしてあげる、そういうことがまず先決ではなからうか。そのためにはまず教員数の充実ということが当面焦眉の急ではなからうかというふうにお考えをしております。

○松永忠二君 週五日制なども理屈を言えば労働基準法の第四章は教職員にも適用されている。そ

して第三十二条のいわゆる時間というものが一週四十八時間である。その四十八時間をつまり減らして、そういうことなんですから、もうそれは一般の趨勢がそうならば、教員についてもさういふことを考えておかなければいけないのは当然の義務だと思ふのです。しかし教員の実際、教育そのものの実態を考えると、どういふふうなそれをあてはめていこうかということをも検討していいと思うのです。これは、そしてまた、たとえば何と一週間の時間を、一週間を五日に変えるようにしないでも、あるいは五日、六日やっている中で事実上教員に五日ということ

ができ得るような措置も考える方法もあると思ひますね、これは。だから、そういうふうな点について、やはりもう少しおくれないうちに、この時代に応じてむしろ超過勤務は望ましくないし、それどころか勤務時間を、ひとつ労働時間の短縮をはかっていく、こういう方向でまず具体的に展開をしていかなければいけないのだと思ふのです。

そこで、私はいまこういうふうな教員というものの職務の、勤務の実態の上に立つて、しかもなおかつ労働時間の短縮というふうな国際的な潮流なり方向というものを踏まえて、教職員が何を一体望んでいるか。教員の職務やあるいは勤務の特殊性の上に立つて、しかも教員自身のいわゆる勤務の実態というものもある明らかに私はしてきたつもりです。そういう中で、しかも全体的には労働時間を短縮していこうという中で、教職員はそういう中で何を一体望んでいるだろうか。この点については質問が抽象的のようでありまして、まあ明確だと思ふのですが、一体さきから出て

きている教職員の職務、それから勤務の特殊性というものを持っている教職員が、しかも現実にはその勤務の実態、そういうものの上に立ち、しかもなおかつ大勢的には労働時間を短縮していこうというこの中で、一体教員は何を望んでいると文部省は把握をしているのでしょうか。この点をひとつどなたでもけっこうですから文部省のほうからお聞かせいただきたい。

○政府委員(宮地茂君) おっしゃっておられることがわからないでもないのですが、まことに失礼ですが、ちよつと次元が高いのですか、抽象的過ぎまして、何を答えましてよろしいのか、ちよつととまどうのでございますが、多少わかりやすくかみ砕いて御質問いただければ幸いです。

○松永忠二君　先生が、こういうふうな勤務実態の上に立つて、先生というのはこういう特殊性を保持しているのだ、そういう中で、しかも先生というのはこういう勤務実態をもっておる、しかも勤務の時間、労働時間を短縮していこうという、そ

ういううな三つの問題を明らかにしてきた、そういう先生方というのは一体何を望んでいるとお考えでしょうか。これはもうはつきりしているように思うのですがね、私は。それわかりません。先生という仕事をしている、この職務や勤務の態様の特殊性というものは重要な特殊性があるということを強調されて、しかもその先生方の勤

務の失態というのは、いま言ったようにいろいろ文部省に聞いて、把握が不十分だということを私

は言ってきたのだが、こういうふうな実態がある。そういう中で、しかも国際的にも労働時間を短縮していくこうじゃないか、あるいは法律自身も超過勤務をできるだけ排除をしていくこうではないか、文部省自身も超過勤務をなくしていくこうじゃ

ないか。こういう方向にあるときに、一体育員というのは何を切実に望んでいるだろうか、その特殊性と実態の上に立つて何を教員が一番願っているのか。そんなにむずかしいことを聞いているのではないと思うのですがね、何か言うと、また

るので、言わないのでしようが、別に引っかけでどうこうしようというわけではない。ただ理論的にだんだんできているので、そんなにここで答弁ができないような問題を言っているのではない。

いですよ。あなたの口からそれを聞きたいわけですよ、政務次官なり大臣から。いや、それは先生はこういうことを望んでいるんだと、それだけい

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。

ただいま先生の御指摘のような社会の一般的な傾向の中で、教職員の先生方は、やはりその勤務の特殊性等を踏まえて教職員の先生方の最も特徴的、特色であります自主的、かつ創造性のあるそういう働く場、そういうたものを実現させるとい

うことを教職員の方々は望んでおられる、かように考えます。

○松永忠二君　そうして、それは具体的には何であるかと言えば、これはもう待遇改善をしてほしい、定員を確保して雑務を排除してほしい、そうい

○政府委員(西岡武夫君) お答えいたします。して研修の時間を十分にはしい、超過勤務は行なわれないようにしてほしい、こういうことではなないですか。これは私の言ったことで間違ひはないと思いますが、どうでしょう。

そのとおりであろうと思います。

○松永忠二君　それでは一体、その要望にこの法律はこたえているであらうかという問題です。待遇を改善してもらいたい、定員を確保して、雑務を排除して、研修の時間をほしい、超過勤務は行な

われないうちにしてほしい、こういうつまり願望があるということは文部省自身も認めたわけですから。そこで、一体この法律は、この要望にはたしてこたえているであらうか、まずその一つとして一体、待遇を改善してほしいという点について十

分であるだろうが——十分であるだろうかというよりは、はなはだ不十分ではないかという、そういう私はあれを考えているんですが、この点についてはどうでしょうか。これは人事院側と、それから文部省側に聞きたいわけです。

○政府委員(佐藤達夫君) いまお尋ねになりました諸点に対しての私どもの考え方も、先生方が要望されている点については大体かねがねこれは何っているところでありまして、そのとおりに思つて

おりますし、また、それをもっとだというふうな気持ちを持っておりますから、先ほどの雑務の排除、これは小さい例かもしれませんが、そういうことをわれわれ大きく考えていることを、ここで御披露申し上げたわけです。それでは、呼

来を見通して一つの改革をしようと、私はこれは改革だと思ひます。するためには、やはりこれがけの基礎をつくっておいて、この改革をチャンスとして将来に対する前進の足場をここににつくり上げるといふことで、たとえば自衛性と創造性といふ

いまでも、こういうチャンスがなければ声を大きくして呼ぶ機会はなかっただろうと私は思います。それを基本にしてこの法案が発を出しているんだということを大きく打ち上げて、それからさっきの勤務時間管理の問題も出てまいります。

しょう。雑務の問題も、小さいことかもしれないが、これも出てまいる。それで、先ほど来の質問の、勤務時間はいかにあるべきか、勤務時間ももっと短くてもいいんじゃないかという考え方に、もこれはつながる基盤になるわけですね。外国に

いまの外国の制度にむしろ近かったように私は聞
おける教員の方々の勤務時間はどうなっているか
という、大体これは授業時間が勤務時間とされ
ているように思います。私も、自分の両親が
教員をやっておった昔の話を聞いておると、相当

いておったというようなこともあるわけです。われわれはむしろ中立機関として、文部省にも何にもとらわれずに言いたいことが言えます。したがって、率直に申し上げるのですけれども、いま

そういう形に持っていけるかどうか。これは別でありますけれども、将来の方向としては私どもはやっぱりそういうふうに持っていくべきであらうと思うんです。したがってこういう基盤をつくっておけば、そういう進展の道がここに開ける

という大きな気持ちをもつてわれわれはこの意見の提出を申し上げた、そういう点ではこれは相当の意義を持つておる、深い将来性を持つておるといふふうに御了承いただきたいと思うわけです。

○松永忠二君 文部省のお考えはあとで聞きますが、私は実は勤続十六年で七万三千円、月額四千四百円の調整額をつけたという、この金額的な意味の待遇もこれは不十分である、あなたが評価をされておるような評価を私はしないのですよ。そ

の点は全く見解が違うのです。たとえば、かつて盛んに強調した、教員というものは非常に似通っていると、昭和二十三年に検事とか、裁判官の超勤勤務をとって盛んに、あなた方もそのことから教員もそうだということのように考えたいという。

その当時の今井政府委員のほうでも、私どもは教員などについても同様のことが考えられると、勤務の状態で普通の労働基準法に考えている、官庁の門をくぐって出るまでが勤務時間で、一歩外に出れば勤務時間でないというように考えるのには

ふさわしくない職務である、裁判官や検事は。そういう職務はほかにも考えられる、それは固まってはおりませんが、私も教員などについても同一のことが考えられるのでありますと言つて説明をしておるわけであります。そのときに、判

事や検事のいわゆる勤務時間超過勤務をやめて、それを給与に入れたのは、一般官吏の例を基準にいたしまして、それよりは倍ないし三倍程度のものにしているわけですね。これに比べて見て、一体、昭和二十三年七月に、宅調もあるし、超過勤

務に相当する額として計上した。そのときに約一五％、ここに倍ないし三倍というものを考えた。これに対してあまりに低いのではないかと、私は同じことを考えていた教職員が今度現にそういうことをやられようとしている。それでつまり月額

とは全然見解が違ふんですよ。これは何かあれで開かれたというような言い方は、私はそういうような見解にはならない。これは低きに失している。待遇改善などとはんでもない話だ。あなた

しょうか、そういうようなことをやった、この前これと同じようなことをやった、やっていたけれども、今度は少し違いますよ、先生の場合とはまた違っていろいろですよ。同じことを考えている教

員、それがかつてやった裁判官、検事はそれだけのものが見合われておるのに、これでは低いじゃないか、少ないじゃないか。超過勤務に見合うものとしても低いじゃないか。これで待遇改善を含んだ、内外を総合的に再評価したなどというのは、とんでもない話だというのが私の見解です。全然あなたと見解を異にするんだが、その点についてのあなたの御意見を聞かせてください。

○政府委員(佐藤達夫君) 何もこれっきりで、待遇改善、給与改善はいたしませんというわけじゃないんであります。普通の給与改善はもちろん毎年の勧告でも行なわれましようし、またその際には将来の向上、優遇という点を考えて、それはやるんでありますけれども、この話は先ほど申しましたように、将来に対する一つの布石になるわけです。たとえば裁判官、検察官とおっしゃいますけれども、裁判官、検察官とおりの金額をいまして、来年それで勧告するかどうかという、それはもちろん率直に申し上げてできませんけれども、それに出発するための礎石としては一番これは適切な礎石ではないかという見方もできるわけです。しかしこれはお約束はあまり軽くはいいたしません。ただしこれは非常に少ないんじゃないやないかとおっしゃいますけれども、私どもは克明にフォローして調べたところ、たとえば各地に裁判で超過勤務訴訟というものを提起されて、そうして超過勤務をお勝ちになつてかちとつていられる。どのくらい手当として獲得されておるか、これを克明に調べてみました。大ぜいの方々ですから全体の額としては相当の額になりますけれども、これを頭割りで一人にしてみれば、一月百円あるいは八十円というのがありますね。ほんとうにこれは涙ぐましいです。超過勤務としての八十円です。もちろん人によっては高い者もありますけれども、しかも私はかねがね、法律はしろとでございまして、裁判では、三六協定もなしに出された違法な超過勤務命令、これを前提にして手当を支払えということになるわけです。裏返せば三六協定なしに超過命令が出せるという裏

づけの面も私は出てくるんじゃないか。これはしろとですから間違っているかもしれない。しかしこれはたいへんなことです。そういうことを考えあわせると、この際、この措置によって四%が少なくおっしゃるかもしれないけれども、われわれは今回の手当としてはこれはまずりっぱな手当だろうと思ひます。これで打ちどめというわけじゃないんですから。ことしの八月にどれだけ勧告が出ますか、これはわかりませんが、みんなそれにこれがかかってくるわけですね。そういう将来を見通しての出発点、布石としては私はどこにも恥ずるところはない。これを通していただかなければ、われわれの将来の発展向上を見越しての措置というものを見殺しにされるような気持ちがある。それでさつきから私は非常に張り切つておるわけでございます。どうぞよろしくお願ひします。

○松永忠二君 裁判の例などをあげましたが、それはほんの部分的なものをただ言つておるだけです。今度はそうじゃないんですよ。だからそのときに百円だか八十円だかまことにあれだというそんな言い方は成り立たない。たとえば現に一般の行政職の人たちはどのくらいの超過勤務をもらつておるかという問題、私の県で四十五年の平均のこれは決算であります、平均月額六万三千五百円の人、四十六万九千九百円です、実績。それで予算計上の場合にはどういふ予算の計上のしかたをしているかという、平均給与六%、月平均九時間超過勤務をするとして、一時間四百五十円から四百六十円でやつて計上しているわけです。実績としては、もう四十五年の平均が出ていますのでありますが、六万三千五百円、四十六万九千九百円。だから私は何人も人事院総裁の努力とかさういふものを全然どうこう言つておるわけではないけれども、あまりこれが十分だの待遇改善ができたなどとか内外の教員の勤務を再評価してなんという大げさなことを言える金額ではないということを言つておるのです。私は、だからさつきから話を聞いていると、これが待遇改善の一部であるような

ことを言われるとんでもないじゃないかと、超過勤務に見合うものすらある意味では計上されてないじゃないか、ただそれが本俸にはね返る、いろいろなものにはね返るといふこのためはまあ確かにそれは一つの見識として出されたけれども、もつと謙虚な説明のしかたというものがあつていいんじゃないか、この金額についてはです。何かえらく大幅な待遇改善をしたとか、あまりさう大げさなことを言われると……、金額的に検討してみてもさう出てくるのです、現実。何もそれは平均でやるのじゃないとか、いろいろ性格は違ひますよ。違ひますけれども、さつきから平均平均の話じゃないけれども、すべて平均でこの金なんかは出ているのでしよう。だからこの法律は教員の待遇改善という点でも要望に答えていないという判断を私はするわけなんです、これは。そういう点についてはなお前進をしていく努力を十分に約束できるでしょうか、総裁。

○政府委員(佐藤達夫君) 私は決してこの調整額は低いとは思ひません。なかなか民間の労働者の方々がいながらにして三千円、四千円ペースアップをもちとられるというようなことは私は想像できません。しかもこれは官民比較による毎年の勧告のその賃上げのほかにこれを置いて、そしてさらにこれが今度はかささつていくというのですから決して私は低いとは思つておりません。いわゆる将来の遠い見通しで先生活の待遇改善のあらゆる条件の向上についてのこれが基礎になるといふ私は信念を持っておりますから、これが少ないとは思ひませんけれども、多いと言つてしまふという気持ちにはございせん。これは謙虚に申し上げます。しかし、いままでも申しましたところから申ししても、たとえばいままで超過勤務でかちとられた額などに比べても決してこれは恥ずかしい額だろうという気持ちで率直に申し上げただけであります。

○松永忠二君 あなたの具体的に例を出したのは訴訟の判決だけでしょう。そんなものは一部のものです、何もこれと比較する筋合いのものじゃないと思うのです。私は比較する数字を出しているのですよ。こういうことをかつてやった検事や裁判官のときには三倍のあれをやつておるでしよう。現にこれはやつたんですから、そういうふうになんと説明している。それからまた現に行政職の人にかういふ予算の計上がされて、さうもらつておるのですというのを言つておるのですから、それは違ひますと、さういふ数字がありますなら別ですが、訴訟で一部分のものを、ちよつと超過勤務のことをやつて、訴訟の結果出てきたものをそれを何か超過、それよりはるかに高いなんというところは、それは人事院の総裁らしくない。もつと数字的な根拠の上に立つて反論するなすべきである。だから私としてはこれは不十分であるというのを言つておるわけなんです。これは見解の相違というところじゃなくて、もつと詰まなければできませんけれども、努力をしていただくということを言つておる。これはさうしなればできないとは思ひます。ただし、教員の願望にはこたえていないということをまず文部省のほうはひとつ承知しておいてもらいたい。それからその次に、さつきの願望に、超過勤務を少なくしてもらいたい、なくしてほしいということについて一体はたしてこれがこたえてあるものだらうかどうかというやうな問題なんです。これについて実は私のほうで言ひますけれども、総裁は衆議院でさういふ答弁をしておるのです。いままでは超過勤務をさせれば手当を支給するということになつておつたからそれが歯どめの役目をしたのじゃないかというおことばがありました。これは私はまことに適切な指摘だと思ふ。さういふことを言われておる。これはやはり超過勤務をさせた場合に手当を支給するということが、つまり、超過勤務をやはり少なくさせていく一つの歯どめであるということについて認めておられることばだと私は思ふのです。速記録をよく読んでごらん下さい。塩崎君が言つたら、あなたがさういふ答弁で答えておる、さういふことを言つておられる、これは私もさうだと思ふので

すよ。私の理屈は、超勤を命じたとすれば、超勤を命ずるというふうなことになるけれど、これは手続というものもそこにあるわけですね。それで予算も明確に計上しておかなければならない問題もある。だから超勤勤務を払わなければならぬというところが、実は予算の面にも一つの歯どめになり、あるいはまた超勤勤務を出すということなら三十六条のあれによって、書面によって協定を結ばなければならぬといういわゆる繁雑なこともあるわけですね。だから超勤勤務を出すということとは、逆に言えば、つまり超勤勤務を少なくするという歯どめになっておる。そういうことは、これはもう明確だと私は思うのです。私はそういう議論をしておるわけですね。そこでその点をお答えをされるのと一緒にもう一つ答えていただきたいのは、正規の勤務時間を越えて勤務させた場合には、勤務を命ずることになるのかどうか。このこと二つの点をひとつはつきりしていただきたい。

○政府委員(佐藤達夫) 第一点はたいへんなことでございまして、これひとつはつきり申し上げておきたいと思いますが、いまのようなことばが出ております。これは速記録で読んでみましよう。「昔相当恨みを貰ったやに」——これはよくないことです。「いわゆる歯どめの問題としてこれを把握しました場合に、……いままでは超勤勤務をさせれば手当を支給するということになっておったからそれが歯どめの役目をしたのじゃないか」ということばがありましたね。「これは私はまことに適切な指摘だと思ふ。」——これはいまおっしゃったとおり。「ただその点について」というところが大事なところでございます。「私も金は出したら幾ら働かせてもいいのか、そういうものじゃないだろう。お金は決して、歯どめになるという意味では、その筋論として話がどうもびつたり合わないんじゃないか。現に看護婦さんの夜勤関係では、手当のほうでは相当手厚いことをやっておりますけれども、なお労働が過重であ

るといふような不満をわれわれのほうに訴えてきておられるという面がありますから、お金は、私は大きな歯どめにはなり得ないというふうな考えます。」と、こう言っているんですよ。金で人間の自由というものは買えるものじゃないということも強調したわけですね。金さえ出せば幾ら働かしてもいいという性格のものでございまして、逆にそういうことを訴えておるわけですね。この点は御了承いただきたいと思ひます。

○松永忠二君 いや、それはそのお金のほうの話へ持っていくてそういうふうな言い方をするんですがね、そうじゃないと私は思うんですよ。金の金高を出せば幾らでも超勤をさしてもいいと、そういうことを私は言っているんじゃないのです。つまり超勤勤務をさせれば、それを命ずれば超勤勤務を出さなきゃいけない。文部省がいままで超勤勤務をしちやいかんと、超勤勤務を出さないので原則とするというのは、予算というものもないんですよ。これは三十六条に基づいて過半数の組織労働組合と協定を結ばないといけないでしよう。それからまた行政官庁に届け出をした場合でしよう。だからこういう手続を踏まなきゃいけない。現に予算もとれない。予算も幾らでも金を出すというのじゃない。予算もとれない。こういうことであるから、そこで超勤勤務というものは命じない。そしてまた超勤勤務もあるという、させれば手当も出さなきゃいけないという、そういうことが超勤勤務を出さない、命ずれば出さなきゃいけないというところが実は教員に超勤勤務をいわゆる少なくさせるという方向に行っていたことは事実でしよう。また私は、将来においても超勤勤務をさせるということになれば、それこそ超勤勤務に伴ういわゆる予算というものはつきり計上もしておかなくていい。それとまた、いま言うのとおりややつことしい手続もちゃんとしなきゃいけない。そういうようなことがむしろ超勤勤務というものをなかなか容易にできないということにしていく一つの働きがあるということを私はあなたが指摘をされた

ものだと思つた。まことにわが意を得たり、私は全くそのとおりだと思つておるんですよ。私は、前から実は超勤勤務を出さなければいかぬという、命じたら出さなければいかぬということ自体が超勤勤務を容易に出せないというに通じていくというふうな考えをいっているわけなんです。そこで、まあ総裁と大体この点で意見は一致したと思つたので私は申し上げたので、そうでないというお話であれば別であります。そういう面が一つあるということを私は考えているわけなんです。それから、もう一つ話を少し進めて、正規の勤務時間を越えて勤務させた場合には勤務命令という勤務の命令になると思うのですが、それは間違いないでしようかということ人事院のほうからお聞きをしたい。

○政府委員(佐藤達夫) 先ほどの点は、もう一つ、裏といひますか私の含みを申し上げれば完全に御同感いただけると思ふんです。お金を出したからといって働かせていいものじゃないということ、いまの歯どめの問題に關係があるわけですね。たとえば四割そこそこ出したからといって幾らでも働かしていい問題かということに投げておるわけですね。そこまで申し上げれば、もうそのとおりだといつておそく大賛成をされるでしよう。そういう大きな含みを持つておるわけですね。そう露骨には言いません。露骨には言いませんけれども、裏を引っくり返せばそういう含みを持つておるということをお聞きしたいと思ふんです。

それからもう一つは、いまの命令の話です。これはそういう形になります。もちろんなりますけれども、さて、これはその命令を出すことを全然封鎖する必要があるんじゃないかという問題、歯どめの問題などがつながつてまいりますけれども、私は、理論的にはやはり一つの学校程度の組織体でございまして、組織体の管理の責任を持つておる人が、組織体の統一をはかるためである意味では命令という形——まあ命令ということとは

悪いので、これは指示とか、お願いの形による命令という形もありますから、そういう形によつて、きょうは職員会議を皆さん残つてやりましようという形のものもあると思ふ。できれば、自発性、創造性に基いて、先生方がみんな一致して、きょうこれから残つて職員会議をやりましようやおつしやつてくれればこれは問題ありませんけれども、ところが、音頭をとつて、きょうこの案件について審議をお願いしましようという形はこれは理論上はあり得る。あり得るけれども、先ほど来基幹局長も言つておられますように、そういう居残り命令の形で仕事をやらせてもらうという形は好ましくないということが一つ大前提になつております。しかし場合によつては、そういうこともあり得るでしよう。これは否定できないと思ふ。したがって、あり得る場合についての歯どめの問題ということがここに大きな意味を持つてクロージングされてくる。もう万全を期する意味では、やはり歯どめという意味に重点を置いて考えなきゃならぬ。また先のことを申し上げますとおしかりを受けますから、そこでとめておきますから、どうぞあとお尋ねになつていただきたいと思ひます。

○松永忠二君 これは衆議院の速記録を読んでもそれは認めておるわけですね。そういう形は望ましくないけれども、これは命令であつて、もしそれがいやだと言へば、命令ということになり、それはもう当然命令です。それでよろしうございませうね。それはいいか悪いか言つてくだされう。

○政府委員(佐藤達夫) それはそのとおりでございます。

○松永忠二君 そこで、それじゃ一休裁判官と検事はそういうふうになつておるんですか。

○政府委員(佐藤達夫) なつております。

○松永忠二君 それじゃこれは違ふんじゃないですか。ここにそういうことを言つてない。一定量の勤務時間を持つておるものと解しておりますから、時間外は働かぬでもいいというふうには解しておらない。しかし、この時間の適用がないので

あるから、必ずしも超過勤務というものをみないでもよろしいというような意味の意見があったけれども、法律的には時間外の勤務を強制する手段はないわけだ。つまり命じない、命じるということがないので、いわゆる裁判官や検事には命ずるというのではないのに、それじゃ全然取って、給与を上げてしまつて、時間外に勤務をやらなくていいのかといったものだから、そこで鈴木国務大臣が、御承知のようにこの検事、判事も同様であると思ひますが、労働基準法、この時間勤務の点について除外してあるのでありまして、一定量の勤務義務を持つておるものと解しておりますから時間外は働かぬでもいいというわけじゃない。しかし、それは法律的には時間外に勤務を強制する手段はないのだ。だから、裁判官やあれの場合には超過勤務というものは取つてしまつたけれども、しかし、それは一定のいわゆる勤務時間というのがあるけれども、それは強制するものじゃないと言つてゐる。つまり法律的には、時間外に勤務を強制する手段はないんだ、実際は、ただ、善意でやつてもらふだけだ、命ずることはできない。そういうふうにしてあるのですよ。これが問題になつて盛んにこれを議論をしたのですよ、それで、金を上げちまうから、それじゃ、それで超過勤務をとなすという事になれば、そういうのがなくなれば、それじゃ仕事が終つたらどどん帰つてしまふじゃないか。勤務時間にもどどん帰つてもいいのだと言つたら、それは一定量のいわゆる勤務義務を持つてゐるのだから、勤務義務を持つてゐると解してゐるのだから、時間外は働かなくてもいいというふうには解してはおらない。けれども法律的には時間外に勤務を強制する手段はないという事を言つてゐるわけだ。裁判官やそういう場合には、あなたのおっしゃつた善意、つまり自発性、創造性というものは完全に法律的にも確保されているわけなんです。ところが、このものは勤務時間を延ばすことについて命ずるといふことになるわけだから、これはいやだと言ふわけにはいかない。ところが、こつちのは

うはそうじゃなくて、ただ自発性、創造性に基づいて勤務時間の外においても、内でも、それはやれるけれども、それは法律的には強制できません。そういうふうにしつかり言つてゐる。そこなんです。法律的に強制はできないのですよ。四十四時間なら四十四時間以外に、それじゃ超過勤務に見合うものを給与に入れたからと言つて、それじゃ勤務時間以外にこれだけ居残りなさいという命令は出せませんと、ただそれは善意によつて、勤務の仕事量というものがあつたから、これは自発的にやる、法律的にはこれは強制できませんという、これならわかりますよ、まだ、何でも一体先生だけこうしたんですか。どうしてそういう必要があるんでしようか。

○政府委員(佐藤達夫君) 裁判官の場合には、これは特別職でございまして、ちよつと世界が違ふんでこれは差しおいて、一般職の中に入つてゐるのは検察官でございましてね。検察官の報酬に関する法律というのが別にございまして。検察官というのはそれは俸給検察官もおりますけれども、副検事というふうな方々もやはり検察官の報酬の法律の中に入つておるわけでございます。これらの人々は一般職でございまして、もちろん超過勤務命令の対象には、労働基準法の適用はない、三六協定も締結はしない、しかし超過勤務の命令は受ける。ところがいまの報酬に関する法律では超過勤務手当は支給しないと書いてあるわけなんです。そういう点ではこれと同じスタイルになつてゐるということを申し上げたのです。

○松永忠二君 それは違ふでしょう。それは検察官のことや何かの類似としていままで考へてゐたんじゃないんですよ。ここでもはつきりしてゐるように、この検事、裁判官の問題で私どもは教員などについても同一のことが考へられると、つまり教授する時間以外に下調べをするとか、採点をするとか、教案を書くとかいふ時間を、たとえそのつとめ先にすわつておるとすわつておらないとによつてその取り扱いを一本にすることは適当じゃないかろう。判事、検事についてもその点同一

のことが考へられやしないか。したがひまして、こういつたものはむしろある程度想定を加へまして、あらかじめ給与の中にぶち込んで定額をきめておくことが適当であらうというふうに説明をされてゐるわけだ。検察官や何かのそんなことを言つてゐるんじゃないんですよ。そうしてさつきから話したように、二、三倍のものをつまり給与の中にぶち込んでやつておいて、しかもその勤務時間外のことについては命令はしない。勤務時間外に残つてやれということとは、法律的には何ら時間外に勤務を強制する手段はないわけでありませう。これが要するに実上官吏の良心に訴へなければならぬものである。あなたが一番得意なところなんです。だから、たとえばその適用除外をしたとしても、それは教員の自発性、創造性に基づくものであつて、そういう形における勤務時間の実態というものは行なわれるであらうと、そこでそういうものを含めてそこに乗せておくんだというこゝろならわかるのに、なんでこんなえさがかつてゐるんですか。こつちにも宅調なんていう、いわゆるうちで調べてゐるんでしようか、ね、全く教員と同じだ。しかも教員には一定の勤務量という、いわゆるこゝにも言うような一定の勤務義務というものを持つてゐる。これはもう同じことなんです。全然同じものであるにかかわらず、片方はそういうふうな時間的なあなたの言う創造性、自発性に基づくそういうものがやれるのに、片方はいわゆる職務命令を出し、そういう命令も出して、そして命令に違反すればそれは職務命令違反で処罰されなければならない、そういう縛り方をされる。あなたの言うそのこと自体をばりにやつていくとすれば、この法律は直さなければいけない。こういつた点、何でもそんなに教員と同じだと同じだと強調しておきながら、今度は教員に対しては命ずるという措置をつけて、片方には何にも命ずる必要がない、これは良心的にやつてもらふ、決して法律的に時間外に勤務を強制する手段はない、明確に言つております。ただ一定の定量の勤務義務を持つてゐるから、それは

良心としてやつてもらふ、そして延びていく場合もそういう場合でやる、しかし命じはしない、それは法律的にも同じだと、こう言つてゐるわけだ。これがあなたが言ういわゆる自発性、創造性というふうな特殊性にふさわしい勤務の態様でなければならぬと思ふんです。だから、これについてこれはおかしいじゃないかというのが私の意見です。

○政府委員(佐藤達夫君) 私が裁判官、検察官の例を引き出して説明を申し上げましたのは、そもそものこの形、法制というものは新機軸ではないのかという疑問が提起される向きがあるわけだ。超過勤務命令は出るが超過勤務手当は支給しないという形が一体いまだあるかという点からいへば、裁判官の場合に限り、検察官の場合に限り、検察官の場合のごときは一般職でございましてから超過勤務命令は出るが超過勤務手当は支給しない。先ほど申しましたように労働基準法の関係もない。三六協定にもかかわらず超過勤務命令は出せる。しかも、一方においては超過勤務手当は支給せずと法律に書いてあるわけだ。そういうモデルがありますという説明を申し上げておる。これはまた月給の非常に低い人の例だとぐあいが悪いのですが、たまたま御指摘のように月給が非常に高い人の例ですから、先ほど申し上げましたように、将来の向上前進の目標としてはこれはいい例だと思つて申し上げてゐる。ところが、給与局の連中は、総裁、あるいはうふうふなことをたびたび言つと、裁判官なり検察官並みの俸給にせねばならぬといふことになりまして盛んに袖を引つぱりますけれども、それは将来の目標としては決して恥ずかしいことじゃない。いますぐお約束するわけではありませんが、目標とするならばいい例じゃないか。月給の低い人の例ではこれはいけません。そういう意味で、私はかたがた危険をおかしつ、そういう例がいまでもありますよといふことを申し上げてゐる。超過勤務命令を出すことは好ましいなんぞという点からいへば絶対好ましくない。それは先ほどから基準局長の言

うとおりだと大きな声で私は申し上げておりますし、また重要な歯どめを考えているのもそれからきておるわけであります。これはそういう気持ちのもとに出ておるということをお聞き取りいただければ、まさに佐藤の言うとおりだというふうに御同感いただけると思うのです。そういう趣旨であります。

○松永忠二君 そうすると、あなたはさつきから説明され、いま申されたことは、やはり自発性、創造性に基づいて自発的にやることであつて、それはいわゆる勤務的職務命令的に拘束するというようなことをするのはむしろ避けていかなきゃならぬし、将来はそんなことはとらなきゃできない筋合いのもので、こういうことだと思ふのですね。だからせめてこれをとるということをやねやらなかったのか。教員だつてすいぶんあれですよ、小・中学校なんかには、まあ高等学校あたりすいぶん給与の高い人がいるんですよ。何も裁判官や検事に負ける必要がないですよ。優秀なところを出てきて、特別な研修や大学院なんか出てきてやつておるんです。何で裁判官、検事の方が高いか。裁判官もそうでしょうけれども、教員もそれと並べるくらいにいわゆる自主性と自発性と創造性がなければならぬ。そういうことが強調されるのに、そういうふうな点について法的に命ずるんですよ。それが形の上にも法律の上にも一致をされておるのが裁判官ではそうだとおつては言つておるわけですか。しかし、その点については意見が一致し、将来そういうものが望ましいことであるということに意思統一をされたわけですか。その点これはひとつ文部省しばらく聞いていただきたい。

それじゃその次に、勤務を命じたということになれば、命令した者と命令しないものに差があるというのには当然でしょう。これは盛んに山中さんとも議論されておる。命じた者に超勤を払ふのは使用者から見ても当然である。超勤制度から、公平の原則から当然のことだといつて主張されておるけれども、まさにそうでもあるし、またこれは裁

判所の判決などでもこういう点は相当はつきりしているわけですね。時間外勤務手当を支払うかどうかは公の秩序に関する事項である。当事者の任意処分を許されない領域に属するものと言ふべく、したがつて、かかる慣習はその効力を生ぜずと判決で述べられております。つまり、時間外勤務を支払うかどうかは公の秩序に関する事項である、命じた者は出さなければならぬ筋合いのものでないようなことが強調された。とにかく命じた者と命じない者、つまり修学旅行に行きなさいといつて命じた者と全然命じない者がある。これに差をつけていくということは公平の原則であるし、金のこと金のことじゃなくて、そういうことはこういうことをかかつて破るようななら、公の秩序は破壊されてしまうと、そんなにかつてに慣習だからと、そんなことを言つておる筋合いじゃないと言つておる、これはまさにそうだと思ふのです。これは矛盾を感じておられるのでしょうか。この点についてはあたりまえでしようかね。これもひとつ総裁の答弁伺わしていただきた

い。

○政府委員(佐藤達夫君) 私どもは自発性、創造性というところに非常に重きを置いておりますから、いま御指摘のような問題は、実はあまり深刻な問題とは考えないわけですが、非常に自発性を発揮された先生と発揮されない先生との間にアンバランスがあるんじゃないか、これは自発的なんだから違つておつしやるでしようけれども、客観的には共通する問題があると思ふのです。しかし、たまたまいま修学旅行の例を出されましたけれども、私どもはこの説明書の中には天変地変等の場合における児童の保護という勤務に對しては、特別にまた手当を、いわゆる時間計測によらない特殊勤務手当というものを支給するのが適当であらうといふことを説明書の一番うしろにつけておられます。それに関連する特殊のサービスに對する報償というものは、これはあるだろうと思ふのです。たとえば修学旅行なんかここには書いておりません。われわれとしてはまだこれも研

究問題でございまして、修学旅行というのは普通の学校の先生のお仕事からいいますと、たくさん児童を引率されて、その世話をやかれるだけでも、一人でも事故が起らないように、これは私は普通の尋常の場合のご苦労ではないと思ふ。そういう特別の勤務に對してはやはり何かいま現行法であります特殊勤務手当的なもので大体カバーしていかねばならぬんじゃないか。したが

いま言つた特殊勤務手当などの形による一つの手当ですね、これは二本建てで考えていくべきじゃないか。それで、これは特殊勤務手当ですから時間計測ではありせん。そのかわり勤務時間内でもその特殊勤務であれば手当を差し上げるという形が一番賢明な形じゃないかといふことを考えております。ただし、修学旅行の件はまだ腹案です。皆さん方からいろいろ御批判があつて、これはうっかりしたことを言つたとか何かおかしなことを考へておるんじゃないかといふふうにやられても困りますから、私どもは善意でそういうことは考へておりますといふことをまずここで御披露申し上げておきたいと思ひます。

○安永英雄君 関連。いま人事院総裁が先ほどの勤務を命ずる、命じないの問題は、明らかに意見書あるいは今度提案された法案中の表現とあなたのお気持ちとはびつたりいってないんです。そこをいまいちな質問に入りますので私は端的にお伺ひします。超勤手当は原則としてこれは命じないという立場をとりつても、命ずる場合は教育上の業務で臨時やむを得ない場合に限るといふふうにおつしやつておるのかどうか、端的にお答え願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 命ずることを原則としておるならば、これの場合には命じてはならないという形でいかなければならぬわけですね。命じないことを原則とすれば、これの場合には限つて命ずることができるといふ形になるわけですから、私どもはそういう点に重点の置き方をか

けておる。しかもその場合はできるだけしぼりたいて、こういう気持ちでいるわけでありませう。

○安永英雄君 内容は同じだといふことですね、私がいま申し上げたのと。

○政府委員(佐藤達夫君) その内容は違はずです。原則をどつちに置くにによりましてね。われわれのはみだりに超勤勤務を命ぜられないようにといふところに原則を置いて言つておる。だから、そういう自発性、創造性というのは、いまの超勤を命ずる関係からいへば、自発性、創造性といふことを打ち出した以上は、本来は例外中の例外であるべきであらう、その点では説明書の中ですでにその趣旨は出ておるんじゃないか、こういう意味です。

○安永英雄君 だから、そうあなたは認めになつたといふふうに、私は確認したいんですが、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 超過勤務命令を出す場合は例外であるといふふうに考へております。

○安永英雄君 もう一つ、いま修学旅行をおつしやつたけれども、関連です。簡単に聞きます。特別手当を考へる、人事院規則で、こういう発言もされておりますが、この特の内容、種類、こういうものについてお答え願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これは、あらかじめ御承了をしておきたいと思ひますが、この調整額といふものと二元論ですから、調整額の関係が実現した場合において出てくる問題であるといふことを、ひとつあらかじめ申し上げておきたいと思ひます。そして、いかなる場合に特殊勤務手当を支給すべきか、その典型的な例として、私どもが約束できるのは、天災異変の場合と書きました。説明書の中に堂々と書きました。それ以外の点についてはまだ検討すれば、差し上げていいものがあるのではないかと意味で申し上げたわけ

です。

○安永英雄君 天災異変の問題を力説しなくても、いまの制度でも出さなければならぬ。

○政府委員(佐藤達夫君) 命ずることを原則としておるならば、これの場合には命じてはならないという形でいかなければならぬわけですね。命じないことを原則とすれば、これの場合には限つて命ずることができるといふ形になるわけですから、私どもはそういう点に重点の置き方をか

けておる。しかもその場合はできるだけしぼりたいて、こういう気持ちでいるわけでありませう。

○安永英雄君 内容は同じだといふことですね、私がいま申し上げたのと。

○政府委員(佐藤達夫君) その内容は違はずです。原則をどつちに置くにによりましてね。われわれのはみだりに超勤勤務を命ぜられないようにといふところに原則を置いて言つておる。だから、そういう自発性、創造性というのは、いまの超勤を命ずる関係からいへば、自発性、創造性といふことを打ち出した以上は、本来は例外中の例外であるべきであらう、その点では説明書の中ですでにその趣旨は出ておるんじゃないか、こういう意味です。

○安永英雄君 だから、そうあなたは認めになつたといふふうに、私は確認したいんですが、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 超過勤務命令を出す場合は例外であるといふふうに考へております。

○安永英雄君 もう一つ、いま修学旅行をおつしやつたけれども、関連です。簡単に聞きます。特別手当を考へる、人事院規則で、こういう発言もされておりますが、この特の内容、種類、こういうものについてお答え願ひたい。

○政府委員(佐藤達夫君) これは、あらかじめ御承了をしておきたいと思ひますが、この調整額といふものと二元論ですから、調整額の関係が実現した場合において出てくる問題であるといふことを、ひとつあらかじめ申し上げておきたいと思ひます。そして、いかなる場合に特殊勤務手当を支給すべきか、その典型的な例として、私どもが約束できるのは、天災異変の場合と書きました。説明書の中に堂々と書きました。それ以外の点についてはまだ検討すれば、差し上げていいものがあるのではないかと意味で申し上げたわけ

次官にお尋ねをいたしますけれども、第七条の「協議」について、超動を命ずる業務の種類と限度について、これは文部省と人事院と話し合いをする、協議をするということになっておりますが、この話し合いの内容、命ずる場合の種類と限度についてお答えを願いたい。

○政府委員(西岡武夫君) お答えをいたします。

本来、ただいま御審議をいただいております法案が成立をいたしました後の段階において、文部省といたしましては、人事院と協議をして、これを定めるということになっているわけでございます。したがって、いまこの段階で具体的にこうであるということは、人事院と協議した後でないと定まらないわけでございますが、先生からの御質問でございますので、現在、文部省が人事院と御相談申し上げようと思つてゐる案——試案としてお受け取りいただきたいわけでございますが、を申し上げさせていただきますと思います。

これは列挙して申し上げたいと思いますが、次のような業務について、時間外勤務を命じ得るようになりたいと思つております。

一、児童または生徒の実習に関する業務。

次に、修学旅行、遠足、運動会、学芸会、文化祭等の学校行事で、学校が計画実施する教育活動に関する業務。これはいわゆる学校行事というふうに一般的にいわれているものでございます。

三番目といたしまして、学生の教育実習の指導に関する業務。これは必ずしも一般的ではないかもしれませんが、これをあげております。

四番目といたしまして、教職員会議に関する業務。

五番目といたしまして、身体検査に関する業務。

六番目といたしまして、入学試験に関する業務。これはいろいろくり方があると思つたので、その点は非常に整理されたものでございませんで、あらかじめ御了承をいただきたいと思います。

七番目といたしまして、学校が計画実施するク

ラブ活動。

八番目といたしまして、図書館事務。

九番目といたしまして、非常災害の場合に必要な業務。

大体、現在のところ、内々検討いたしておりますのは、以上でございます。

○委員長(高橋文五郎君) 休憩いたします。

午後八時三十五分休憩

午後八時五十六分開会

○委員長(高橋文五郎君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

今日は、これにて散会いたします。

午後八時五十七分散会

昭和四十六年六月十四日印刷

昭和四十六年六月十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局